

平成30年12月11日12月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（19名）

4番 弓掛 元	5番 藤井 憲一郎	6番 黒木 靖治
7番 横光 春市	8番 山村 恵美子	9番 宍戸 稔
10番 保実 治	11番 新家 良和	13番 小田 伸次
14番 岡田 美津子	15番 鈴木 深由希	16番 桑田 典章
17番 澤井 信秀	18番 池田 徹	20番 竹原 孝剛
21番 齊木 亨	22番 杉原 利明	23番 亀井 源吉
24番 助木 達夫		

2 欠席議員は次のとおりである（2名）

3番 伊藤 芳則	19番 大森 俊和
----------	-----------

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市長 増田 和俊	副市長 高岡 雅樹
副市長 柴田 亮	政策部長 中村 好宏
総務部 落田 正弘 選挙管理委員会 事務局長	財務部長 部谷 義登
地域振興部長 瀧 奥 恵	市民部長 稲倉 孝士
福祉保健部長 森本 純	子育て・女性支援部長 松長 真由美
市民病院部 池本 敏範 事務部長	産業環境部長 日野 宗昭 併農業委員会事務局長
建設部長 坂本 高宏	水道局長 勝山 修
教育長 松村 智由	教育次長 長田 瑞昭
君田支所長 小田 邦子	布野支所長 中宗 久之
作木支所長 中原 みどり	吉舎支所長 安井 正則
三良坂支所長 古野 英文	三和支所長 行政 豊彦
甲奴支所長 牧原 英敏	監査事務局長 中原 真一

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 大鎗 克文	次長 新田 泉
議事係長 水本 公則	政務調査係長 石田 和也
政務調査主任 清水 大志	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問 助 木 達 夫 鈴 木 深由希 齊 木 亨 杉 原 利 明 横 光 春 市 保 実 治 山 村 恵美子 宍 戸 稔 弓 掛 元

平成30年12月三次市議会定例会議事日程（第3号）

（平成30年12月11日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問
		助 木 達 夫……………121
		鈴 木 深由希……………137
		齊 木 亨……………150
		杉 原 利 明……………167
		横 光 春 市……………183
		保 実 治（延会）
		山 村 惠美子（延会）
		宍 戸 稔（延会）
		弓 掛 元（延会）



~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（小田伸次君） 皆さん、おはようございます。

視聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、まことにありがとうございます。

本日は一般質問の2日目を行います。

ただいまの出席議員数は19人です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、保実議員及び宍戸議員を指名いたします。

この際、御報告いたします。本日の会議の欠席者として、伊藤議員、大森議員から、一身上の都合により欠席する旨、届け出がありました。

次に、本日の一般質問に当たり、鈴木議員から資料を画面表示したい旨、事前に申し出がありましたので、これを許可しております。なお、資料の内容については配付しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（小田伸次君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次質問を許します。

（24番 助木達夫君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 助木議員。

〔24番 助木達夫君 登壇〕

○24番（助木達夫君） 皆さん、おはようございます。真正会の助木達夫でございます。本日は、我々の会派の5人が一般質問をさせていただきます。まずは私のほうから一般質問をさせていただきますが、今日は真正会の日だと私は思っておりますので、執行部の皆様、御答弁のほうもひとつよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず1番目に、平成30年7月豪雨災害についてお伺いをいたします。7月豪雨では、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、河川の氾濫、内水面の上昇、土砂災害等が発生し、死者、行方不明の方が多数となる甚大な被害となっております。本市では、幸いなことに人的被害はなかったものの、内水被害等により床上・床下浸水になった500件余りの建物被害や、道路、農地等についての被害も2,095件と甚大で、復旧にかかる経費は約70億円と報告を受けているところでもあります。現在、職員一丸となって復旧に取り組んでいただいております。改めて、早期の復旧に御努力をいただけますことをお願いいたします。

そこで、第1点目の復旧に向けたスケジュールについてお伺いをいたします。今年7月の豪

雨で被災した箇所の復旧のため、市長をトップとした95名で三次市土木・農林災害復旧対策本部を設置され、まずは国の災害査定へ向けて全力で取り組んでいただいております。先般の全員協議会で、市長から査定は年内に完了すると報告を受けておりますが、そのように理解してよろしいのでしょうか。確認をさせていただきます。また、査定が済んだものから発注工事となろうと思いますが、今後の復旧に向けたスケジュールはどのようになっているのかお伺いをいたします。

(副市長 柴田 亮君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 柴田副市長。

[副市長 柴田 亮君 登壇]

○副市長(柴田 亮君) ただいま災害査定の対応状況、それから今後のスケジュールについて御質問をいただきました。本年7月の豪雨では、昭和47年7月豪雨に匹敵する降雨量を記録し、道路、河川、農地・農業用施設などについて約2,000カ所に及ぶ甚大な被害が発生いたしました。8月には、市長をトップとして、5班総勢95名からなる平成30年7月豪雨三次市土木・農林災害復旧対策本部を設置し、国の財政支援を得るための災害査定に向け、現地測量や測量図面の作成等に全力を挙げて取り組んできたところでございます。全体で約2,000カ所に及ぶ被災箇所のうち、国の補助対象と見込まれる約1,200カ所につきまして査定に向けた作業を進め、災害箇所数の精査、それから集約によりまして、現時点では約840件について国の査定を受検しているところでございます。

そのうち道路や河川などの公共土木災害につきましては、約200件のうち、先週末12月7日時点で約100件の査定を完了している状況です。年内の査定完了をめざしていたところでございますけれども、測量設計に時間を要する橋梁などを中心に、一部、1月にかかる見通しとなっておりますが、1月末まで延長されております公共土木災害の査定期限までには完了してまいりたいと考えております。公共土木災害の今後の災害復旧工事につきましては、通行どめになっている箇所や、二次災害防止の観点から重要な箇所などを優先し、3カ年での完了を見込んでおります。年内から随時発注し、早期復旧に努めてまいります。

また、農地・農業用施設災害及び林道災害については、約640件のうち、先週末12月7日時点で約490件の査定を完了しており、12月末となっている査定期限までには全ての査定が完了する見込みです。査定終了後は、増高申請と並行して、実施設計書の作成など、災害復旧工事の発注に向けた準備を進めてまいります。まずは農業用水の確保のため、揚水機、頭首工、用水路等の水利施設を先行するよう考えております。公共土木災害と同じく、災害復旧工事には最大3年を要すると想定しております。公共土木災害、農地・農業用施設災害ともに、査定期限内には必ず手続を完了し、一日も早い復旧・復興に全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

(24番 助木達夫君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 助木議員。

[24番 助木達夫君 登壇]

○24番（助木達夫君） ただいま柴田副市長のほうから御答弁をいただきました。公共災については200件のうち100件が完了ということで、橋梁についてはちょっと時間がかかるということで、国のほうも1月末まで延期をしていただいたということで、それには間に合うということで、ぜひとも査定期間内には全査定が終了しますように、また御尽力いただけますようお願いいたします。また、スケジュールについては、先ほど、るるお答えいただきました。ぜひともそのように全力で頑張ってくださいたいと、このように思っております。

それでは、次に、工事発注についてお伺いいたします。今年7月豪雨による災害は、市民の皆さんが一日も早く通常の生活に戻れるよう、復旧工事を集中的に可能な限り迅速にやっていたかなければなりません。しかしながら、市内業者にこなせる工事量も限りがあります。そうはいって、市外の業者さんにもお願いするというのもなかなか難しい状況もあり、応援は余り望めないのではないかとこのように考えております。そのため、市内業者にできるだけ効率的に復旧工事を行っていただけるよう、入札方法についても特例を設けるなど、考えていかなければならないのではないかと考えておりますが、例えば同じ町内の近接地で数カ所の工事があった場合、個々に発注するのではなく、近接地で複数の工事を発注すれば効率的に対応できるというふうに考えております。このたびの災害復旧工事は、いつもあることではなく、緊急事態であることを念頭に、入札方法についても例えば地域割にするとか、業界の皆さんの御意見を聞いて特例的に見直す必要があるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

（財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 部谷財務部長。

〔財務部長 部谷義登君 登壇〕

○財務部長（部谷義登君） 7月豪雨災害の復旧につきましては、先ほど柴田副市長が説明をいたしましたように、現在、800件以上の被災箇所について災害査定を受けているわけでございますけれども、今回の査定では、件数が多いということもあわせて、特例として簡易な資料等を用いているため、発注に際しては、改めて現地測量でありますとか図面の作成が必要になるところも多くございます。より発注まで時間を要する状況にありまして、査定の受検を優先させている中、発注業務のほうに人員を割くことが難しいような状態でございます。しかしながら、災害査定のスケジュールを見ながら発注準備を整えて、可能な限り早期の発注を行いたいというふうに考えております。

そして、災害工事については入札を行っていくわけでありまして、議員が先ほども申されたように、発注単位につきましては、近接地にある複数の被災箇所をまとめて1件にすることでありまして、契約事務や各種書類作成、事務等の軽減、現場管理の効率化を図ることなどを考えているところでございます。さらには、広島県など他機関による災害復旧工事、そういった箇所に近接をしている場合につきましては、その受注業者と契約を検討するといったこと、それから、昨年度から執行しているんですけれども、市内を複数の地域に分けました地域指定型の一般競争入札、こういったことの実施なども考えておりまして、多様な方法により

まして工事発注を検討しているところでございます。そして、建設業者の団体の方とも意見交換をしながら、オール三次で早期の災害復旧・復興に取り組んでまいりたいというふうを考えているところでございます。

(24番 助木達夫君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 助木議員。

[24番 助木達夫君 登壇]

○24番(助木達夫君) 地域ごとについて一般競争入札というお話もいただきましたが、今回の災害に限って、大小さまざまな工事箇所がありますね。私は、そういったところを地域で何カ所かまとめて指名競争入札にするなり一般競争入札にするほうが、仕事も早く済むのではないかというふうに思っています。というのも、個々に出すと、場所によってはいい場所、また、小さい工事とあるので、それを含めて何カ所かをまとめて一括で出すという方法も考えられるのではないかと思います。その点についていかがお考えかお伺いいたします。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) 工事箇所を1件ごとに出すということではなくて、複数まとめて出すと、そういったことは、先ほど申しましたように検討していきたいというふうに考えております。どういった形かというのは、入札というのは公平性、そういったものも担保しなければいけないので、そういったことも考えながら、複数の箇所をまとめるということについては考えていきたいというふうに考えております。

(24番 助木達夫君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 助木議員。

[24番 助木達夫君 登壇]

○24番(助木達夫君) 効率的に効果的に工事が進むように、とにかく発注方法を考えていただきたいというふうに思っております。

次に、ため池対策についてお伺いいたします。未利用、不用のため池がたくさんあります。また、そういったため池に限らず、ため池が決壊すると大きな被害が想定されます。今回の豪雨災害でも、未利用のため池から決壊し、大きな被害になっております。未利用、不用のため池の廃止届の申請が一応済んだというふうに、期限が切れたと思っておりますが、現在、申請件数は幾らあったのか。また、そういったため池の廃止についての対応についてですが、国、県の動向を見て、三次のお考えを聞かせてください。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) ため池のまず廃止の意向調査でございますけれども、使われていない農業用ため池の廃止につきまして、広島県のほうから意向調査の



依頼があったわけでございます。その結果でございますけれども、市内で約90件の廃止の意向が出ております。今後の対応といたしましては、今年度からため池廃止事業、これを県営事業、あるいは団体営ということになりますけれども、順次実施する予定であるというふうに聞いております。本市といたしましては、この廃止の意向があるため池につきましては、今後も県のほう実施主体として進めていただくよう、具体的な事業要望等も行っておるところでございます。

なお、この意向調査の締め切り以降も廃止要望が出ておまして、現在では100件を超える要望となっておりますので、これについても引き続き県のほうへ要望してまいりたいと考えておるところでございます。

(24番 助木達夫君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 助木議員。

[24番 助木達夫君 登壇]

○24番(助木達夫君) 100件というたくさんの申請が出たようですが、恐らく市としても想定外ではなかったのかというふうに思っておりますが、こういったため池が増えてくるのも恐らく間違いないというふうに考えておりますし、申請をされた方へ、私も廃止の申請をさせていただきますが、できるだけ早く状況をお知らせしていただければというふうに思っておりますので、県を中心にとということですが、三次市の担当分のほうも、申請をされた方に早く状況をお知らせしていただければありがたいというふうに思っております。

それでは、次に、長田川の改修、内水排除対策についてお伺いいたします。長田川には29カ所の井堰、頭首工というのがあります。そのため頭首工の上流部分に堆積土がたまりやすく、今回の豪雨災害でもそのあたりから越水をしております。さらには中国横断自動車道の側溝の水、県道の側溝の水、川や用水からの水が下流域に集まって、内水がはげにくく、床上・床下浸水がありました。というのも、馬洗川が増水しますと、長田川は少し小さいので、どうしてもはげにくく、そこへ今さっき言いました横断道、県道、用水の水というのが全部そこへ集まって、そこから暗渠で長田川に流れますが、長田川の水面は上がりますので、はげにくく、どうしてもこれまでも何回かそういう浸水被害があったところでございます。

また、50年に1度という大雨という警報も出ましたけど、これがいつまた起こるかもわからない。来年も起こるかもわからない。そういう気象状況の中で、とかく被害の大きかったところへ目が行きがちではございますが、こういった小さな被害のあったところも、ぜひとも早いうちに現地を確認していただいて対策を講じてほしいという思いでありますので、また長田川については、越水をした箇所をかさ上げするか何かの対策を講じていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂本建設部長。

[建設部長 坂本高宏君 登壇]

○建設部長(坂本高宏君) 長田川の改修、排水排除対策についてという御質問でございます。長田川は広島県が管理している河川であり、広島県が進めている河川整備事業は、ひろしま川づ

くり実施計画2016に基づき、優先度の高い箇所から2020年度までの5カ年計画で実施しております。三次市においては、毎年、河川整備や河川管理などの要望について、国及び県に対し、事業執行連絡調整会議や主要事業に関する提案並びに各種期成同盟会で行っています。また、今年の7月豪雨に際しては、7月19日、災害の早期復旧など、湯崎知事本人へ緊急要望をしました。さらには9月21日に三次河川国道事務所長へ、浸水被害の検証や対策、排水能力の向上を要望し、国、県及び関係する議員の方々に対して機会あるたびに河川整備などの必要性を訴えてきました。

最近では、11月21日に広島県北部建設事務所長に対し、長田川が氾濫したことによる浸水被害の実態を把握し、長田川などの被災写真も添え、河川整備などの対策を要望してきたところです。それに対し、広島県は、今回の浸水被害や守るべき土地の利用状況、現在実施中の河川整備事業の進捗や優先度などを勘案しながら、今後対応方針を検討したいとの回答でした。河川が氾濫する原因にはさまざまな要因があるため、地元の方々に実態を聞きながら、広島県と三次市でまずは現地を調査します。調査には関係者の方々の御協力をお願いいたします。

(24番 助木達夫君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 助木議員。

[24番 助木達夫君 登壇]

○24番(助木達夫君) そういうことでしっかり県と協議をされて、一刻も早く対策を講じていただきたいというふうに思っております。

それでは、次に、2番目に市政運営についてお伺いをいたします。

まず、財政状況について質問をさせていただきます。先般開催された市議会全員協議会で、3年間の短期的行政運営の指標である実施計画と、財政運営の指針である財政計画が示されたところでもあります。これから地方交付税が減額される中、今議会に提案された総合計画の見直しに伴う新規事業の実施に加え、平成30年7月豪雨の復旧工事業など、財政的な負担がのしかかってくると考えられます。今後3年間の財政運営の基本的考えと今後10年程度の中期的な財政運営の基本的な考えに変化が生じるのかどうか、お伺いをいたします。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) 実施計画につきましては、新規38事業を始めとする今後3年間に重点的に取り組む事業を示し、あわせて3年間の財政計画も示したところでございます。新規事業を始めとしまして、事業を実施する上では有利な財源を活用し、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めているところでございます。実施計画、財政計画につきましては、合併以降、毎年度作成をしているものでありますけれども、作成に当たりましては、普通交付税の合併による優遇措置の削減につきましては常に念頭に置いてきており、この間、基金への積み立ても行ってきたところであります。基金につきましては、平成29年度末の残高は普通会計で約162億円と、平成16年度合併時と比較しますと約75億円増加となっているといったところであります。

て、これらの基金も有効に活用しながら、現在、財政運営に取り組んでいるところでございます。

今年7月の豪雨であります。本市においても甚大な被害をもたらす、応急対応、復旧の工事のため、補正予算を7月の臨時会、9月の定例会で議決いただき、さらに12月の定例会でも議決をいただいているところでございます。新年度予算につきましても、査定が終わって本格的な復旧に向けまして予算の計上をさせていただくこととなるというふうに考えております。これが財政負担になるのではないかとということでありますけれども、災害復興時につきましては、激甚災害法の指定もされております。通常よりも増高して国の財政支援もでございます。そして、市の負担部分になりますけれども、これは災害復旧事業債を借り入れることができます。償還額はほぼ交付税のほうで措置がされますので、復旧工事に伴います財政負担というものは限られてくるというふうに考えているところでございます。

そういう中で、中期的な財政運営を考える上で、来年10月に予定をされております消費税率の見直し、そして見直しによる財源を幼児教育・保育の無償化、そして2020年、平成32年になるんですけど、4月1日に施行が予定されております会計年度任用職員制度の導入、こういったさまざまな制度の改正が想定されております。財政面の影響も相当大きいものがあるというふうに考えているんですけども、こういったことも想定をして見直しをすればいいんですけども、現段階ではそういった財源的な予測というのがなかなか難しいので、こういったことは反映しておりません。こういったこれらの課題でありますとか制度の改正に対応するため、毎年度、時点修正を行いながら、事務事業についてはスクラップ・アンド・ビルドの考えに基づいて見直しを行いながら、生活優先の姿勢の推進、有利な財源や基金を有効に活用した事業の実施と、こういった基本的な財政運営の考え方については変わりはないということでございます。

(24番 助木達夫君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 助木議員。

[24番 助木達夫君 登壇]

○24番(助木達夫君) 財政運営には変わらないということで、安心をしております。堅実な財政運営をこれからもぜひともやっていただきたいというふうに思っております。

それでは、2番目の三次市公共施設等総合管理計画の取組についてお伺いいたします。

まず、1点目の栽培拠点支援事業の進捗状況についてお伺いいたします。三次市が君田町に保有する農園跡地をアヲハタが取得し、イチゴの品種開発、栽培技術の研究拠点として利活用するため、平成29年11月に三次市とアヲハタの間で協定を結ばれました。12月8日にはその引き渡しも無事終了されたところでもあります。平成30年度には関連事業について予算化をし、相互協力による事業推進をされてきているところでもございます。現在の状況と今後の予定についてお伺いします。また、相手方は民間企業のため、お答えできる範囲で結構ですので、よろしくお伺いいたします。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長（小田伸次君） 部谷財務部長。

〔財務部長 部谷義登君 登壇〕

○財務部長（部谷義登君） 旧君田農園につきましては、平成29年、昨年12月の売買契約締結時に、一定程度、施設の復旧等を行うこととしておりました。今年9月末をめどに整備を進めてきたわけですが、そういった作業が終了したということもありまして、議員も紹介をさせていただいたように、つい先日でありますけれども、12月8日にはアヲハタ株式会社との共催によりますフルーツ栽培研究拠点の引き渡し式を行ったところであります。名実ともに施設アヲハタ株式会社にお渡しするという運びになったところであります。今後は研究拠点施設として、試験栽培でありますとか観光農園など、アヲハタ株式会社によります本格的な運用が始まることで、地域の振興でありますとか地域雇用などの波及効果が徐々に発揮されるというふうに期待をしているところでございます。

（24番 助木達夫君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 助木議員。

〔24番 助木達夫君 登壇〕

○24番（助木達夫君） 本当に信頼される企業が来ていただいたということで、私も期待もしておりますし、ぜひとも大成功を取っていただきたいという思いでいっぱいでございます。

それでは、次に、今後の取組方針についてお伺いいたします。アヲハタの例は、休眠状態であった三次市の保有施設を、本来であれば市が解体をし、撤去しなければならない施設を民間に譲渡することで、有効活用され、さらには本市の発展にもつながる可能性のある優良事例であるというふうに考えております。限られた財源の中で、必要な行政サービスを確保しつつ、重点施策の推進や災害対応に新たに必要な財源を確保していくためにも、公共施設等にかかわる経費の削減に取り組み、次世代の財政負担を軽減していくためにも、少しでも財政の負担が軽減されるよう全庁的な意識の醸成が必要だと考えておりますが、いかがでしょうか。

（財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 部谷財務部長。

〔財務部長 部谷義登君 登壇〕

○財務部長（部谷義登君） 公共施設等総合管理計画に掲げた考え方のもと、全ての集会所の地域譲渡でありますとか、用途を終えた施設の解体など、実施可能な部分から具体的な取組を地道に進めているところでございます。数値目標であります施設の3分の1の削減に向けましては、全庁的に各所管課、支所において、それぞれの関係者、さらには国等の補助金の関係もありますので、そういった協議を行いながら、施設の整理整頓に向けて努力もしているところでございます。関係者がおられる中で、成果がすぐに出ないものも多くありますけれども、旧君田農園の譲渡をよき前例として、今後もアンテナを広げ、公共施設に係る経費の削減に取り組み、次世代の財政負担の軽減に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

（24番 助木達夫君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 助木議員。

[24番 助木達夫君 登壇]

○24番(助木達夫君) それでは、次に、平成28年3月に公共施設等総合管理計画が策定をされました。しかし、まだ個別計画などは出されておられませんし、委員会でも本格的な議論ができない状況が続いております。残していく施設については改修も必要でしょうし、今後の施設管理にかかわる財政計画等があれば、ぜひとも早急に委員会に提示をしていただきたい、こういう思いでございますが、いかがでしょうか。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) 公共施設等総合管理計画に基づきます施設ごとの計画につきましては、あくまでも目標であり、議論をしていただく資料として公表を考えていたところであるんですけども、総論では賛成していただける中で、個別の施設一覧表を示したときには、総論賛成、各論反対といったようなことも想定されるということもありまして、この管理計画では施設の類型ごとに管理に関する基本方針を示しております。例えば学校給食調理場の統廃合につきましても、基本方針に示したとおり、現在具体的な案をお示しした上で議論をいただいているところでありますけれども、それぞれの思いからなかなか賛同いただけないという状況にもなったところであります。このようなことから、個別計画をお示しするのではなくて、例えば保育所につきましては規模の適正化推進計画に基づき方針をお示ししておりますし、市営住宅については長寿命化計画として、さらには学校施設につきましては文科省より長寿命化の計画の策定が求められている、そういったことの中から、それぞれの施設分野について個別に計画を策定し、お示しをしていきたいというふうに考えているところでございます。なお、今後も活用していく施設については、実施計画に計上しながら、計画的な改修も行っていきたいというふうに考えております。

そして、施設に係る財政推計ということにつきましても、以前もお答えしたんですけれども、どうしても仮定の積み重ねを行った財政推計ということになります。将来の財源を推計して削減目標を決めるとすれば、仮定の変動があるたびに目標数値が変わってきたり増えたり減ったりと、そういうことになることも現実的ではないというふうに考えます。この公共施設等総合管理計画策定時に、一定の条件のもとで施設の更新費用について試算を行ったんですけれども、それを見ても、現在所有している施設を全て更新していくということは難しいというふうに考えている中で、今後も施設の長寿命化をしつつ、適正配置、量、そして維持管理経費の削減、コストという3つの考え方のもとで、施設の関係者でありますとか議会の皆様にも御理解をいただきながら、着実に取組を進めていきたいというふうに考えております。

(24番 助木達夫君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 助木議員。

[24番 助木達夫君 登壇]

○24番(助木達夫君) 詳しく説明をいただきました。しっかり議論ができるように、出せる資

料はやっぱり出していただきたいというふうに思っておりますので、余り引っ込み思案にならないように、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、次に、大きく4番目のアグリパーク構想について質問をいたします。アグリパーク構想は、中国地方の十字路に位置する本市の拠点施設をより高め、その拠点性を生かして、三次市の未来を開く5つの拠点創造プロジェクトの1つであり、(仮称)みよしアグリパーク整備事業についてお伺いいたします。本事業は、市の基幹産業である農業の振興と観光、文化、スポーツなどの拠点である酒屋地域に、さらなる魅力を向上させるため、備北南部道路の沿線に(仮称)みよしアグリパークを整備していくものであります。今年度は、当初予算1,500万円の基本計画の策定と新たなブドウ園地の事前調査を行う予定となっております。その進捗状況についてお伺いいたします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) (仮称)みよしアグリパーク整備事業に係る、まず進捗状況についての御質問でございます。本年度は昨年度に策定をいたしました基本構想、こちらに基づきまして、実施設計の指針となる基本計画を策定するために、本年7月にこの策定支援業務を発注し、計画策定に着手をいたしましたところでございます。しかしながら、本年7月豪雨災害の発生に伴いまして、アグリパーク整備推進プロジェクトチームに関しましても、まずは災害復旧対策のほうを優先するというので、年内査定、災害査定に向けた作業に従事しております。このため、基本計画策定につきましては、来年度平成31年度へ延期繰り延べしておるところでございます。

また、基本計画の策定とあわせまして、初期事業として進めております新たなブドウ園地整備、それからトレッタ周辺整備、こちらにつきましては、園地候補地の概略測量、それからトレッタ周辺の測量、用地調査、また不動産鑑定評価に着手しておるところでございますけれども、こちらにつきましても、この本年の災害査定の関係もございまして、そちらを優先ということで、現在のところ、この測量調査業務等にはおくれが生じているといった状況でございます。

(24番 助木達夫君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 助木議員。

[24番 助木達夫君 登壇]

○24番(助木達夫君) 7月豪雨災害のために少しずつ事業の進捗状況がおくれているという報告をいただきましたが、それでは、次に、平成30年7月豪雨災害で被災した箇所に対応に今集中的に取り組んでおられるということで、平成30年6月に示された基本構想では、平成36年までの事業スケジュールを立てられております。現在、厳しい状況が災害により続いておるといふことのお答えを先ほどいただきましたが、今後これを予定どおり進めていかれるのか。また、この事業は大事業であります。着実に進めていくことが重要だとは思っておりますが、都市と

農村との交流というだけにとどまらず、定住促進につなげていくことが一番大事なことだろうというふうに考えております。ですから、一定のスピード感を持った事業にさせていただかなければならないということを思っておりますが、いかがお考えかお伺いいたします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) アグリパークの整備事業につきましては、議員おっしゃいますように、本市の5つの拠点創造プロジェクトの1つの事業でございます。そういった意味でも、重点的な事業として進めていくということでございます。先ほど御答弁申し上げましたように、一部スケジュールについても、災害に優先的に取り組むという状況の中で、若干の修正を必要とするということも想定をいたしておりますけれども、31年度、来年度からは専任体制に戻す中で、早期事業化に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

また、議員がおっしゃいますように、定住促進につなげるという意味の事業の趣旨もあるわけでございます。この(仮称)みよしアグリパークにつきましては、重点目標、つまりテーマとして、新たな時代に対応した農業・農村の魅力の発信と、それから新たな価値を創出し、そうした魅力と価値に対する共感を呼び込み、そのことが三次市での就農、あるいは定住を促すきっかけになる、そういった場になるということも重点目標にも掲げているところでございます。したがって、その実現に向けて、引き続き関係者、あるいは関係機関としっかりと連携をして、早期事業化に向けて着実に取り組んでまいります。

(24番 助木達夫君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 助木議員。

[24番 助木達夫君 登壇]

○24番(助木達夫君) 長期重点目標に向けて着実にやっていくというお答えをいただきましたが、我々議員も任期が4年でもありますし、市長も4年であります。我々はあと来年1年という任期になっております。やはりこういった大事業を早く進めていただくためにも、議論の場がないと、なかなか、一方的にそういう大事業のことを聞くだけに終わってしまうということもありますので、来年度からはそういった着実に進んでいくというお話でありましたので、できるだけ議会のほうに提示をしていただいて、議論ができる場を設けていただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

それでは、次に、地域との具体的な連携についてお伺いをいたします。酒屋地域には、三次を訪れていただきたい、皆さんに喜んでいただく施設、または魅力のある施設がたくさんあります。そこにアグリパークが仮に完成をしますと、一極集中になりがちではないかということも思っておりますが、それは1つには魅力アップにつながるという面では非常に効果があるというふうに考えております。さらには来年4月26日にオープン予定の三次もののけミュージアム、合併をした6つのまちにもそれぞれの魅力と資源があります。三次全体に経済効果が波及

をしていくアグリパークでならなければいけないというふうに考えておりますが、地域との具体的な連携はどのようにされるのか、市長にお伺いいたします。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 助木議員のほうから、先ほどアグリパークに係るスピード感のある取組ということで御指摘をいただきました。もったもなことでございます。行政としても、やむを得ず7月豪雨に集中していかざるを得ない実態がありますから、それに全力を挙げて今取り組み、なおかつ査定等を終えた後には、このアグリパーク構想へプロジェクトを戻して、しっかりと進めていきたいというふうに思っております。

現在、酒屋エリアに100万以上の集客を見ております。これをベースにしながら、来年度中には今とまっておる道路箇所も解決するであろうと思っておりますから、大体6割程度の広域農道である南部農道が完成していくということは、やはり酒屋エリアに加えて、農業と自然、そして観光と交流を組み合わせた中では、三次市の大きな将来期待の持てる事業であろうと思っておりますし、行政としても全力を挙げていきたいというふうに思っております。

そうした中で、地域との連携ということで御指摘をいただきました。この対応としては、三次市としては地域との具体的な連携を進めていく組織の1つとして、三次市観光キャンペーン実行委員会を組織し、取組を進めているところでございます。この委員会は、現在、行政を含む市内35団体で組織しておりまして、旧町村の観光協会はもちろん、観光協会のないまちにおきましては、主要組織の施設の代表者に御協力をいただいております。例えば三和町でいえば、みわ375、あるいは布野町でいえば布野特産センターなどにも参加といたしますか、協力をいただいております。こうした中で、集客の拡大におきましては、一極集中という御指摘もいただきましたが、本市の拠点性を格段に引き上げた平成27年の3月の中国やまなみ街道の開通にあわせ、酒屋エリアへ農産物の直売所でございますトレッタみよしをオープンさせ、平成29年4月には施設の有効利用により、子供の室内の遊び場、森のポッケを整備するなど、本市の集客拠点としての戦略を、酒屋エリアへ施設整備等を打っております。幸いに100万人を超える皆さんにお越しをいただいております、この27年3月の開通前は、三次がスルーされるまちではないか、ストップされるまちということは、議会の中でも大きなテーマとして御指摘もいただいております、そういう中では、一極集中といえども、一定の目的が達成していると思っております。

そうした中で、これからが大事なことは、酒屋エリアからやはり市内への周遊、特に今、三次町において、議会の皆さんと、また多くの市民の皆さんの協力をいただきながら、三次まるごと博物館事業を展開しておりまして、それを展開することによって市街地の中心部にも集客をさせる。さらにはそのことを周辺地域へ新たな展開、ビジネスチャンスとしての戦略的な取組を進めていきたいというふうに思っております。

答弁は、今進めておる施策については、担当部長のほうで説明させていただきますが、ぜひ



とも御指摘のように市内全域へいい状況を生み出すような努力は当然重点的に進めていかなければならないと思っております。では、担当部長より答弁させます。

(地域振興部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 瀧奥地域振興部長。

[地域振興部長 瀧奥 恵君 登壇]

○地域振興部長(瀧奥 恵君) 酒屋地区のみでなく、三次町のみでなく、地域の広い範囲の中の周遊施策といたしましては、具体的に申し上げますと、市内に現在18カ所でございますけれども、大きな周遊看板を設置させていただいているところでもございますし、広報テレビ番組、今、「みよし、どうですか？」というのをやっておりますが、そういうものでも具体的にいろいろな施設、地域を御紹介させていただいているところでございます。あるいは、グルメスタンプラリーという旧三次町、市だけでなく周辺のエリアも含めた三次市全体を周遊する取組、企画を実施するとともに、当然ながら、観光パンフレットでございますとか新聞広告などでは、お客様の目的でございます施設のなもの、あるいは自然環境、そのいろいろな目的に合わせた全域の魅力を発信することを基本として取組を進めているところでございます。

(24番 助木達夫君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 助木議員。

[24番 助木達夫君 登壇]

○24番(助木達夫君) 私は酒屋地域の一極集中、それでもあってもいいわけですよ。アグリパークができ、さらに魅力アップでき、そこにお客さんが来られるというのは非常に結構なことで、あと、先ほど瀧奥地域振興部長がおっしゃったように、それからどのように三次町へ、また三良坂へ、吉舎へ、布野へ、作木、君田へ、三和へというような、どうやって皆さんに行っていただくかということがこれからの大きな課題だろうというふうに思っていますので、おっしゃったことを着実にやっていただいて、ぜひとも三次全体へ波及効果が及ぶような取組をしていただきたいということをお願いいたしておきます。

それでは、アグリパーク整備事業の最後の質問になりますが、オーバーツーリズムについてお伺いをいたします。この言葉、たまたま私はテレビを見ていまして耳にいたしました。オーバーツーリズムというのは、観光客が耐えられる以上のお客さんが集中して混雑をするという、最近ではそういうことが起きているということでございます。三次に人、物、お金が集まるだけでなく、それが三次市の魅力アップ、さらには定住促進につながる最重要施策の1つであると捉えております。しかし、人が集まるということは、テレビで見た例を挙げて言いますけど、京都嵐山を例にとりますと、耐えられる以上の観光客が押し寄せてきた。これはインバウンドのお客さん、最近ではやっぱり外国からのお客さんがたくさんお見えになっているので、それに国内のお客さんということで、そういった嵐山のような大きな観光地でも、それだけの耐えられる以上のお客さんが押し寄せてきているということがあるわけで、それには車の大渋滞、トイレの問題、ごみの問題、景観の損失の問題といういろいろな悪い面が出てきているようです。

三次市においても、このたび奥田元宋・小由女美術館で木梨憲武展が開催されました。本当に連日たくさんのお客さんが見えになって、まして週末になると、私が聞いたのは4,000人近いお客さんが1日に来られたということで、本当に周辺は大変混雑もしております。酒屋地区には地域の拠点病院もあり、市立三次中央病院も近くにありますが、渋滞時の緊急車両の動線も考えていかなければならないと思っておりますし、酒屋地域に集まったお客様をどのように誘導し、このオーバーツーリズムというのを回避していくのか、観光客の動線としてインフラ整備も大変必要になってくるというふうに思っておりますので、この整備も含めて総合的なことを示していただく必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

(建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂本建設部長。

[建設部長 坂本高宏君 登壇]

○建設部長(坂本高宏君) 酒屋地区のオーバーツーリズムということで、まずは駐車場不足について回答させていただきます。酒屋地区では、平成29年度に運動公園東側に48台の駐車場を整備し、来年度には森のポッケ南側へ約100台の駐車場を整備する予定で、公園内、ワイナリー、トレッタ、美術館、いこいの森、森のポッケなど、周辺で合計1,500台の駐車場が整います。また、アグリパークの整備時にも適正な規模の駐車場を整備していく予定です。

また、道路交差点の渋滞についての質問でございます。年数回のイベント時に渋滞することは認識していますが、現在のところ、そのときのためだけで緊急車両用のアクセス道路が必要とは考えていません。しかし、専用アクセス道路ではありませんけれども、三次中央病院西側の医師住宅からウッドピアみよし前の市道まで約400メートルの間の市道酒屋37・157号線を幅員5メートルで道路改良を計画し、既に用地測量等に着手しており、完成後には渋滞時の中央病院へのアクセス道路となるものと考えております。また、アグリパークへの観光客は、現在、備北南部農道が整備中であり、多くはそこを利用されると考えております。

(24番 助木達夫君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 助木議員。

[24番 助木達夫君 登壇]

○24番(助木達夫君) まだまだそこまでの危機感はないようですが、これは私は警鐘だと思っただけであれば結構ですので、例えば来年、三次もののけミュージアムがオープンしますと、その後は市長がおっしゃったように10連休がありますよね。そういったときに、やっぱり一気にその期間にお客さんが訪れると、そういうことが想定されます。このオーバーツーリズムというのは、そういう事態が起こっても対応でき得る取組をしていかなければいけないという警鐘だと私は思っておりますので、そのこともよく考えていただきたいというふうに思っております。

それでは、三次市総合計画の見直しについて、私の定例会の最後の質問とさせていただきます。増田市長は平成23年4月24日に市民の負託を得て、市長に就任をされました。これからもとことん対話、次の世代にツケを回さない、改革に終わりなしを基本姿勢に起き、3つの約束

と5つのビジョンを掲げ、2期目の任期を邁進されているところでもございます。その期間もあと4カ月余りとなり、来春には市長選挙が実施をされ、その実績に対する審判をお迎えになることと思っております。増田市長におかれましては、1期目の任期中に作成された第2次三次市総合計画に基づき、「幸せを実感しながら、住み続けたいまち～中山間地の未来を拓く拠点都市・三次～」の実現をめざし、重層的に事業を展開してこられました。

ここ数年の実績を述べさせていただくと、三次工業団地の完売、県立中高一貫校の誘致の実現、三次もののけミュージアムの事業推進、2020年東京オリンピックの事前合宿地の決定など、実績を結んでこられております。また、三次市子どもの未来応援を宣言し、子供の医療費の助成事業、子供の居場所づくり、24時間365日小児救急医療の提供、三次市妊娠、出産、子育ての相談支援センターネウボラみよしの設置、不妊治療助成費など、子育て世代に選ばれるまちとして広く認識をされてきました。県内でもいち早く、中学校の耐震化や全教室のエアコン設置を実現されてきたところでもございます。さらには女性の就業を支援する「アシスタ1 a b.」、健康増進施設「ゆげんき」の設置のほか、介護が必要になっても自分らしく安心して暮らし続ける地域包括ケアの推進など、実績を挙げれば切りがございませんが、市長の言われる、三次で生まれ育ち、働き暮らすこと、三次を離れても三次とつながって生きていく、三次に移住し暮らすことができる誇れるまちの実現に邁進をされてきておるところでもございます。今定例会に提案をされました三次市総合計画の見直しによる改定後の総合計画の指針を踏まえ、市民の幸せの実現に向け、引き続き人口減少、少子高齢化に真正面から向き合い、責任を持って各種施策を展開する責務が増田市長にはあると私は考えております。

また、未曾有の大災害と言われた昭和47年災害に匹敵する雨量を記録し、平成30年豪雨災害からの復旧にまさに待ったなしであります。増田市長におかれましては、いち早く災害復旧体制を整え、今日まで国の財政支援を受けるための作業を全力で進めてこられました。避難所対応と情報伝達、内水排除対策を始め、大規模災害に対するさまざまな課題への対策を取りまとめられ、早急に取り組むべく事業については今定例会に補正予算案として提案されたほか、次年度から3年間を対象とする三次市実施計画においても具体的な事業化を図っておられます。ぜひとも災害査定後は、これまでに培われた豊富な行政経験を最大限に発揮され、災害復旧工事を急ピッチで確実にやり遂げ、一日も早い復旧・復興につなげていただかなければなりません。そこで、増田市長は、引き続き三次の将来に向けた舵取りをされる御意思があるのか、御所見をお伺いいたします。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) ただいま助木議員から、これまでの私の市政運営につきまして評価をいただきました。ありがたく受けとめさせていただきたいと思っております。私は市長に就任して以来、市民の皆様から与えられた任期の1,460日、毎日100メートル走を走るような思いで市長の職責を果たしてまいりました。三次市をもっとよくしたいという強い思いが、そのエネルギーの源

であったと思っております。これまで市民生活最優先を基本として、次の世代にツケを回さないための行財政改革をひたすらに実行してまいりました。とりわけ財政の改革では、市の借金である起債は繰り上げて返済し、市の貯金である基金は福山市、東広島市に次いで県内3位の162億円に増やすことができました。このように財政改革への道筋を明らかにすることができたのは、議会はもちろんのこと、市民の皆様の御理解と御協力のおかげであり、この場をかりまして心から感謝を申し上げさせていただきます。

また、行政運営におきましては、第2次三次市総合計画に基づき着実に取り組んできたところでございます。さらに私自身が選挙で書かれたマニフェストで市民の皆さんと約束しました44項目の政策を全て実行することができたと思っております。特に全国の地方が直面する少子人口減の難題につきましても、真っ正面から挑み続け、子供政策から働く場の創出まで幅広く諸施策を実行してまいりました。

しかし、三次の未来を切り開くまちづくりは、なおも道半ばであり、一瞬たりとも気の抜けない正念場でもございます。そこで、御質問いただきました来春に執行予定の市長選挙への思いを述べさせていただきたいと思っております。私は市民の皆さんから御支持いただけるのであれば、引き続き市政運営に当たらせていただきたいと思います。未来への三次市、次世代のためのまちづくりを財政改革で蓄えた基金を投入して大胆に推し進め、住みやすさを実感できる三次を市民の皆さんと一緒につくっていく決意でございます。

具体的に申し上げますと、まず、何よりも今年の7月豪雨の復旧対策に全力で取り組みます。さらに、市内1,200カ所に及ぶ被災箇所を復旧するために、国の災害査定を得て、一日も早い復旧・復興を行います。防災は市民の命と財産を守るための重要な行政です。市長として市民の皆さんの安心と安全を保障するために、その責任と使命を果たし、災害に強いまちを築いてまいります。

次に、2点目として、子育て中高一貫校などの教育、安心の医療、福祉、定住対策といった生活最優先の施策をさらに推進し、若い世代に選ばれるまち、安心の医療があるまち、高齢者や障害者に優しいまちをつくってまいります。

第3点目として、未来の三次市と次世代へ夢ある三次づくりを実行します。幸いにも、高速道路2本のクロスによって、三次の利便性は大きく向上しました。これにより、定住に決め手となる働く場をつくり出すことが有利となりました。これまで以上にしっかりした手応えを得ていますので、引き続き企業誘致を実現してまいります。利便性は住みやすさの大きなポイントです。さらに三次の魅力をアップさせる（仮称）みよしアグリパーク構想や、国内のみならず、世界からの集客をめざす三次もののけミュージアムを中心とした三次まると博物館事業を推し進め、人の流れとにぎわいをつくり出し、酒屋エリアと市街地に200万人の集客をめざしてまいります。また、バスセンターの一本化など、中心市街地の新たな活性化策を打ち出してまいります。同時に、三次の財産である住民自治の活動とこれまで以上にしっかりと連携する中で、特色ある地域の拠点づくりに重点的に取り組んでまいります。そして、未来の三次と次世代へ蓄えてきた基金を投入し、大胆な発想で若い世代が暮らしにちょうどいい三次と実感

できるよう、未来の三次づくりを実行いたします。

次に、第4点として、これまでどおり市民対話による行政運営を進めます。主役である市民と裏方である市役所がしっかりと支え合うために、市民対話による行政運営を行います。

最後に、市民の視点に立った行財政改革を継続いたします。行財政改革に終わりはありません。2年先には地方交付税による合併の優遇措置が終了します。これまで事業をしっかりと実行しながら、借金を減らし基金を増やしてきました。この財政改革の道筋をより明確にしながら、次の世代にツケを回さない改革を常に市民目線で実行します。

以上、私の決意を申し上げさせていただきました。魅力にあふれ、誇りある地域をつくるために全力で実行してまいります。市民の皆様、市議会議員の皆様の御理解と御支援をお願い申し上げます。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

(24番 助木達夫君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 助木議員。

[24番 助木達夫君 登壇]

○24番(助木達夫君) ただいま増田市長の強い決意をお聞かせいただきました。今のお気持ちを大切に、忘れないで、今後職務を全うされ、次期市長選挙に臨んでいただきたいと思います。願っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴、大変ありがとうございました。

○議長(小田伸次君) 順次質問を許します。

(15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 鈴木議員。

[15番 鈴木深由希君 登壇]

○15番(鈴木深由希君) 真正会の鈴木深由希でございます。お許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大きく2点、多岐にわたる障害者のコミュニケーションについてと、「往来本」他、文化財保護について、どちらも過去に質問、提案したことへの検証を踏まえての質問です。本日、聞こえにくい傍聴者へ、要約筆記サークル「うかい」による情報保障が行われています。

今定例会に三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例案が上程されました。全日本ろうあ協会が手話言語法・条例制定の訴えを続けてこられ、法整備を待たず、鳥取県がいち早く平成25年10月、鳥取県手話言語条例を施行、次に平成26年4月、北海道石狩市が石狩市手話に関する基本条例を施行、その後、全国199の自治体で成立しています。そのうち手話を含む情報コミュニケーション条例を成立している自治体は30となっています。平成26年3月定例会へ手話言語法制定を求める意見書案が提出され、全員一致で採択されました。平成27年6月定例会一般質問で手話言語条例制定をお願いし、7月8日には三次ろうあ協会が市長に手話言語条例制定の要望書を提出されました。その後、担当部局で、手話が言語であること、また手話言語条例についてどのように調査研究を

行われましたでしょうか。お伺いいたします。

(福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 森本福祉保健部長。

[福祉保健部長 森本 純君 登壇]

○福祉保健部長(森本 純君) 手話言語に関する御質問でございます。手話について若干説明させていただければと思うんですけども、手話と申しますのは、手や指、体などの動き、顔の表情を使う独自の語彙、または文法体系を持つ言語でございます。手話を使う聾者にとっては、私たちの音声言語と同様に大切な情報取得とコミュニケーション手段でございますけども、国内におきましては、その使用について事実上禁止されていたという歴史がございます。しかしながら、その後、平成18年12月に国連で採択されました、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語を言語と認める障害者の権利に関する条約、これを日本でも平成26年1月に批准、それに並行する形で平成23年8月に障害者基本法が改正され、手話が言語に含まれることが明記されたという経緯でございます。

平成26年3月市議会定例会におきまして全会一致で採択された手話言語法制定を求める意見書は、こういった流れの中で三次市市議会の意思を表明されたものと捉えてございます。市といたしましては、この意見書の採択を受けまして、国や県、他の自治体の動向等を注視させていただくとともに、関係団体との意見交換など、調査研究を進めておったところでございます。

(15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 鈴木議員。

[15番 鈴木深由希君 登壇]

○15番(鈴木深由希君) 平成28年に差別解消法が施行され、行政は合理的配慮が義務化されました。当時、広島大学大学院の横藤田教授を講師として、6回に分け、医療職を除く全職員を対象とした職員研修会を実施、延べ852名が受講されたと聞いております。そうした職員研修の成果と義務化された行政の行うべき合理的配慮の取組をお伺いいたします。

(福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 森本福祉保健部長。

[福祉保健部長 森本 純君 登壇]

○福祉保健部長(森本 純君) 平成28年4月に制定されました障害者差別解消法、これは障害者に対する不当な差別的取り扱いの禁止、そして合理的配慮を行うことを義務化されておりました。市としては具体的に今紹介がありました職員の理解促進でありますとか、広報紙による啓発、または関係者組織の設置及び手話通訳者の窓口配置等に取り組んでおるところでございます。先ほど御紹介いただきました職員の理解促進に関しましては、この法律や障害の特性についての理解を深め、職員としてどのような視点を持ち、何をすべきかについて学ぶことを目的として、外部講師をお招きし実施したところでございます。平成28年度に852人、そして平成29年度に815人の職員が参加したところでございます。また、平成28年4月には職員が適切に対応するための規範となります三次市職員対応要領、これを定めまして、職員に周知を行って

おるところでございます。

また、啓発に関しましては、広報みよし平成28年3月号に障害者差別解消法の趣旨について啓発記事を掲載したほか、同じく広報みよしの「障害を知り共に生きる」と題しまして、第1シリーズを平成29年10月から平成30年3月まで、第2シリーズを平成30年10月から現在連載しております。また、来年3月号まで予定しておるところでございます。また、市民向けの講演会、こちらも28年度、29年度につきましては、それぞれ1回ずつ開催させていただいているところでございます。

また、関係者組織の設置でございますけれども、地域における障害者差別を解消するための取組や障害者差別に関する相談等にかかわる協議、提案を行う組織といたしまして、差別解消支援部会を障害者総合支援法の規定に基づき設置しております。三次市障害者自立支援協議会の専門部会として、平成28年6月に設置いたしました。この部会につきましては、市の関係機関だけでなく、ハローワーク、障害当事者10団体、住民自治組織、経済団体、福祉団体で構成してございまして、それぞれの立場から幅広く意見が反映できるよう配慮しているところでございます。

部会の活動といたしましては、講演会の開催や障害の特性への理解とサポートの方法等について広報紙への連載を行うなど、市民啓発に努めてきたところでございます。また、手話通訳者の配置でございますけれども、聴覚障害者に対する合理的配慮の具体的な取組といたしまして、障害者差別解消法の施行にあわせて、平成28年4月から福祉保健部社会福祉課に手話通訳者を1名配置いたしまして、市民窓口での意思疎通対応が行えるよう法の実効性を高める取組をしてきたところでございます。

(15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 鈴木議員。

[15番 鈴木深由希君 登壇]

○15番(鈴木深由希君) 今、部長からさまざまな取組の一端をお聞かせいただきました。障害者種別の理解を啓発する目的での差別解消部会等の設置、この活動は本当にいろいろな取組をさまざまな団体を踏まえての検討が行われているというところで、一定の評価をしているところでございます。しかしながら、障壁がしっかりと取り除かれていっているなという実感を当事者がまだまだできていない現実がございます。障害の種別にかかわらず、共通して求められていることは、必要な情報をその場で正しく受け取れることであります。今、市民に向けて、一般の方に向けての啓発が行われておりますが、啓発に求められることは、まずわかりやすく、次に繰り返し、そして継続することです。こうした啓発が市民の皆さんに届き、障害者が差別を受けることなく、ともに生きられる社会が形成されることを強く望んでいるところであります。

日常において、場面場面で合理的配慮に何が必要か、また行政が行う行事等でまだまだ合理的配慮が欠けているという場面がございます。そういったところの解消することにチェックリストをつくってはどうかと考えております。合理的配慮が漏れることなく行われるようなチ

ェックリストをつくり、そのときそのとき照らし合わせることを提案いたしたいと思います。もちろん作成時には、当事者の意見を聴取して、しっかりとしたチェックリストをつくっていただきたいと考えます。ぜひとも御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 森本福祉保健部長。

[福祉保健部長 森本 純君 登壇]

○福祉保健部長(森本 純君) 今御提案いただきましたチェックリストでございます。現在、三次市では障害者計画、こちらを実行しているところございまして、その障害者計画につきましても、毎年、関係者の御意見を聞きながらチェックしていく、ローリングしていくというシステムにございます。今、御提案のありましたチェックリスト等、そういった計画の進捗状況をチェックしていただく会議の中で、また皆様の御意見を聞きながら整備のほうをさせていただければというふうに思います。

(15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 鈴木議員。

[15番 鈴木深由希君 登壇]

○15番(鈴木深由希君) 平成27年、三次ろうあ協会から手話言語条例制定の要望書を受け取られ、増田市長は、条例の目的、役割、制定した以降の市民の皆さんや市行政の責務、あるいは手話だけの問題に絞ってのみでよいのかどうか、ほかとの関係を含め、行政としてどういう形で条例化ができるか検討課題にさせていただくとおっしゃいました。私は会派の視察研修で、初の手話言語条例制定の石狩市へ、教育民生常任委員会行政視察で、手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例制定の明石市へ行き、それぞれの成果を学び、手話言語条例のほかの障害のコミュニケーション支援に関する条例も加えてもらいたいと要望してきました。多方面からの声を聴取し、市長としてのお考えをおまとめになる3年間だったと理解した上で、当事者の声をもとにお伺いいたします。

本年6月17日、三次市で第71回広島県ろうあ者大会が開催され、増田市長が挨拶で手話言語条例制定を明言されました。そのときの皆さんの喜びの表情はしっかりまぶたに焼きついています。三次ろうあ協会会長とガッツポーズで喜び合いました。市長の明言から半年足らずで条例案が提出されました。その間、どのような準備、協議が行われましたでしょうか。1度だけ当事者を招集し、制定されたばかりの廿日市市の条例をもとに意見聴取されたと聞いております。その目的、招集されたメンバーの選択理由をお聞かせください。

(福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 森本福祉保健部長。

[福祉保健部長 森本 純君 登壇]

○福祉保健部長(森本 純君) 今、議員に御案内いただいたとおり、6月17日、十日市のコミュニティセンターを会場に、広島県ろうあ者大会が開催されまして、市長が開催市を代表して挨拶をいたしました。その挨拶の中で、手話言語条例について前向きに取り組む旨を表明され、



続きまして、6月市議会定例会のほうで、鈴木議員からの一般質問に対しまして、市として条例制定に取り組む旨、市長が表明したところでございます。市といたしましては、この方針に基づき、条例化に向けた作業を進めてまいったところでございます。作業は先進事例を調査分析することから取り組みましたが、先進事例といたしましては、手話言語の普及のみに限定したもの、あるいは手話を含む障害者のコミュニケーション手段に触れるもの、この2種類に大別されようかというふうに思います。

三次市といたしましては、障害者差別解消法の趣旨に基づきまして、条例の基本といたしましては、手話言語の普及のみにとどまらず、手話を含む障害者のコミュニケーション手段の利用促進を支援する市の姿勢を表明するものとしたという考え方に至ったところでございます。その考えのもとに、10月3日に障害者当事者団体、こちらは難聴の方とか聾の方とか、あるいは発達障害の方、それぞれの団体の代表者のほうにお集まりいただいたんですけども、そこに条例の考え方というのを説明させていただいて、意見交換を行ったところでございます。意見交換では、手話言語の単独条例化を主張される団体などもございまして、それぞれの立場でさまざまな御意見や御要望が出され、全員の統一した見解には至ってございません。しかしながら、市といたしましては、先ほど申しましたとおり、市の基本姿勢を示すものとして、各団体の御意見や先進事例の根幹をなす部分を取りまとめる、そういった方向で今回議会のほうへ提案させていただいたという経緯でございます。

(15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 鈴木議員。

[15番 鈴木深由希君 登壇]

○15番(鈴木深由希君) 意見交換会開催から時間を置かず、出席者から電話、メールで意見交換会の感想が届きました。一部そのままお伝えいたします。まさに残念な会でした。結局、何を意見交換したかったのかを持ち合わせないままの提案でした。意見を聞きましたというアリバイづくりと言われても仕方がないでしょう。提案者の対応が参加者のフラストレーションになったのは間違いありません。これと同様の意見が大半でした。手話言語条例とコミュニケーション条例を一緒にすることが混乱を招いているのではないかという御意見もございました。また、保護者会の方も出席しておられました。条例とか関係なく自然と人々が支援に動く、そんな人と人とのつながりができるまちになってほしいと思いますとの思いも寄せておられます。ほとんどの御意見に、行政サイドの障害に対する意識、認識の薄さを感じた、条例制定に対する熱を感じなかったという大変厳しい御意見が来て、私自身、信じがたく残念でなりませんでした。

手話通訳、要約筆記の派遣はもちろんありましたが、ほかの参加者同様、読んでくださいと視覚障害者の方にプリントが手渡されたそうです。出席の返事が来た時点で、視覚障害者へは点字を用意する、字を大きくする、何をどのように用意すべきか、お考えにならなかったのでしょうか。これが本市の体質なのであるかと複雑な感情がなかなか収まりませんでした。条例化以前に、義務化された合理的配慮をどこまで真剣に行政として意識されているのか。意見交

換会がなぜ紛糾したのでしょうか。もちろんそれぞれの主張が出されることは当然です。そうでない部分が皆様の中に感じられたというところで、そうした紛糾した意見交換会になったのであると考えます。担当者からの報告を受けられ、どう分析されましたでしょうか。そして、それをどう改善すべきと内部でお諮りになりましたでしょうか。お伺いいたします。

(福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 森本福祉保健部長。

[福祉保健部長 森本 純君 登壇]

○福祉保健部長(森本 純君) 今回の手話言語条例に限らず、皆さんの御意見というのは、そういった御意見を私どもが聞く場をこれまでしっかりと設けていなかった部分、そこが1つの大きな原因なのかな。常にそれぞれ障害者の団体の皆様と私どもが意思疎通をしておけば、そういったことはもしかしたら起こらない部分になろうかというふうに思います。私どもとしては、今回の条例ができることをきっかけに、しっかりと関係者の皆さんと常日ごろから意見交換できるような気持ちで行政に携わっていかねばならないと感じたところでございます。

(15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 鈴木議員。

[15番 鈴木深由希君 登壇]

○15番(鈴木深由希君) 市町村で最初に条例化された石狩市の担当職員さん自身が、全く前例がないゼロからのスタートで、内部でなじまないと言われた、共感される者がおられない中、理念を持ち合わせていなかった、最初そうであったという本音を語っておられます。本市の担当職員も同じ気持ちを持たれたらと察するところでありますが、行政として形式で取り組まれるのではなく、当事者ととも一緒に上げていく福祉行政であってほしい、福祉施策であってほしいと、そういう気持ちを切に願います。

石狩市では、手話は言語であるというところの認知、聴覚障害者の社会参加の環境づくりの2本の柱を掲げ、全日本ろうあ連盟、日本財団との連携をとり、研究されたそうです。手話を言語と位置づけ、手話への理解を広げて、聾者が手話を使いやすい、暮らしやすい環境をつくっていくためには、市民みんなの理解が必要であり、市民全体の条例になることが必要という理念を見出されたそうです。

本市が条例化に取り組まれるに当たり、幾つかの自治体を選んで、条例制定のプロセス、施行後の成果等々を私なりに研究いたしました。通常のプロセスは、当事者の思いをヒアリング、条例制定に必要な要件を検討、素案を作成、この3点がおよそ共通していました。検討にはほとんどの自治体が協議会、検討会などを設置しております。本市は条例案作成に通常のプロセスを踏まず、障害の定義は記載されていますが、なぜそれぞれの障害の特性に沿った具体的な支援の記述がないのでしょうか。お伺いいたします。

(福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 森本福祉保健部長。

[福祉保健部長 森本 純君 登壇]

○福祉保健部長（森本 純君） 議員が今御紹介いただいたとおり、他の事例で申しますと、それぞれの関係団体との議論の中から条例案を積み上げて、そして最終的に議会の議決を得て条例案にしておるといふ経緯を各自治体においてはとっていらっしゃるのが実際のところでございます。三次市といたしましては、これまで培ってまいりました全国の先進事例等の中で、三次市として取り入れるべきものについてを取りまとめる形で市の基本姿勢を示す形の条例にしていこうということで、多分、よその自治体と違うアプローチで、言うなればよその自治体ではボトムアップであろうかと思えますけれども、三次市としては市のほうから、市はこういった姿勢で取り組みますよという意思表示をさせていただく形で条例をつくらせていただいたということでございます。

（15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 鈴木議員。

〔15番 鈴木深由希君 登壇〕

○15番（鈴木深由希君） 本市として、ボトムアップではなく市からの意思表示を示した条例であるとお答えいただきました。条例案は教育民生常任委員会へ審査付託されていますので、内容を個別に検証することは控えさせていただきますが、第8条、施策の推進の2、末尾に、障害者団体その他の関係者からの意見を聴取して定めなければならないとあります。この断定的な表現に私は着目いたしました。この解釈を改めて御説明いただきたいと思えます。

（福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 森本福祉保健部長。

〔福祉保健部長 森本 純君 登壇〕

○福祉保健部長（森本 純君） 今御紹介いただいていますように、第8条の部分で、具体的なこの条例の進め方、言葉としては推進方針というふうに書かせていただいていますけれども、具体的な施策、どのようなものを取り組んでいくのか、その8条に基づいて市が定めなければならないという義務化をさせていただいています。また、そういった推進方針は、市のほうで、行政のほうで一方向的につくるものでなく、関係団体のいろいろな意見を聞きながら、それぞれのプライオリティー、優先度を考えながら定めなければ実効性が伴わないものだというふうにご覧いただけます。そういった意味で、こちらのほうは定めなければならないと、市の義務化を明記させていただいたところがございます。

（15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 鈴木議員。

〔15番 鈴木深由希君 登壇〕

○15番（鈴木深由希君） 手話を母語とする聾啞者、手話を使わない話することができる中途失聴者、音も光も持たない盲聾者、点字を使う方、使わない方、視覚障害者、障害の種別を問わず、日常生活の中で情報をいかに正確に受け取るか、他者とのコミュニケーションを一番に求めておられます。三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例案は、市民一人一人の意識改革につながり、違いを受け入れて、とも

に生きていく社会をつくることの始まりと理解し、これからの具体的な展開に期待したいと思  
います。

毎年開催されています障害者を対象としたフライングディスク大会に、案内がないから行っ  
たことがないという同僚議員を誘いました。さまざまな障害者が一喜一憂しながらプレイする  
姿、出番を待つ選手、協議が終わり、メダルを手にした選手たちと時間の許す範囲で触れ合わ  
れ、帰り際に同僚議員がおっしゃいました。壁をつくっているのは僕たちのほうだとよくわか  
った。率直な感想を口にされ、直接触れ合うことで障害者への認識に変化があった、感じたま  
まの率直な声を聞けて、大変うれしく思いました。

障害者への教育や福祉の充実に尽力しただけでなく、男女格差や人種差別といった当時アメ  
リカが抱える深刻な社会問題にも声を上げ続けた、見えない、聞こえない、話せないヘレンケ  
ラーが、「世界で最も哀れな人とは、目が見えてもビジョンのない人だ」、また、「盲目であ  
ることは悲しいことです。けれど、目が見えるのに見ようとしないのは、もっと悲しいこと  
です」と名言を残しています。

網膜色素変性症協会では、「私たち自身で、治療法の確立と、生活の質の向上を目指す」を  
スローガンに掲げておられます。網膜色素変性症とは、夜盲、視野が狭くなる、視力が低下す  
ると、進行していく難病です。治療法の出現や生活の向上を待つのではなく、みずからが行動  
し、参加して、それらが一刻も早く実現されるよう行動、生活の質の向上の面では、各都道府  
県協会が行う医療講演会、相談会、交流会、研修会などにより情報発信を行い、患者に医療や  
生活情報を届けるよう努力されています。行政の支援や制度に頼るだけでなく、当事者みずか  
ら行動しておられます。

歴史をひもとくと、障害者が辛辣な目に遭いながらも、声を上げ続けてこられ、近年やっ  
と少しずつですが、施策に社会に当事者の声が反映されるようになってきました。増田市長がこ  
れまで機会を熟慮され、条例案が上程される運びとなりました。条例制定により、障害を持つ  
人へ福祉的な救済をするという従前の考え方から、障害を個人の問題ではなく、社会の仕組み  
に問題があるという考え方に大きく変化することを期待しております。ここで増田市長の思い  
を伺いたいと思いますが、一言よろしいでしょうか。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 今回、条例提案をさせていただいた中での、関連しての御質問であろうと  
思っております。確かに、今、御質問にありましたように、6月17日だったでしょうか、広島  
県のろうあ者大会が三次において開催されて、その際に私もこの条例制定について述べたとい  
うことは事実でありますし、それ以降、担当部、担当課ともいろいろ協議した中で、それぞ  
れの障害を持っておられる中途失聴者の皆さんのお気持ち、聾啞者の皆さんのお気持ち、いろ  
ろある中において、まずは条例制定をさせていただいて、問題は先ほども団体との協議とい  
うのを1つは明記させていただいて、問題は推進計画の中でどのような本当に配慮した、そうし

た施策を一つ一つ着実にできるかが、これからの将来に向けて大きな問題ではないかなと思っております。確かに条例制定の中で、個別を特定したという形になっていないことについては、いろいろと御意見があるのは承知させていただいておりますが、三次市行政としての姿勢は、条例制定させていただいたと。そして、その中で、今後、具体的な推進計画の中で、それぞれの団体の皆さんと協議した中で進めていきたいと、そういう思いを持っておりますので、いろいろ御意見については謙虚に受けとめさせていただき、また、制定後における行政の責任というのを痛感しているということで申し上げさせていただきたいと思っております。

(15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 鈴木議員。

[15番 鈴木深由希君 登壇]

○15番(鈴木深由希君) ありがとうございます。増田市長は現在、災害復旧に重点課題としてしっかり取り組んでおられます。ハード面での実績は目に見えるものであります。このたびの条例制定は、ソフト面の施策の中でも具体的な成果がすぐにあられるものでもありませんし、目に見えない人々の内面に働きかける施策であります。一緒につくり上げていきたいと思っております。子供たちが大人になったとき、10年後、どんなまちになっているのでしょうか。三次市が変わっていく、誰にでも優しいまちが変わっていると希望を持って、皆さんと取り組んでいきたいと思っております。

市内小・中学校で、聴覚障害、発達障害、内部障害等の児童生徒への指導をされていると思っております。実情をお伺いいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 市内での児童生徒への教育についてお尋ねをいただいたところであります。障害者差別解消のためには、互いの個性をしっかりと認め合いながら暮らすことが重要であると考えております。そういった中で、各学校におきましては、例えば総合的な学習の時間であったり、その他道徳でもそうでありまして、さまざまな時間を用いて障害者差別解消のための学習を行っているところでもございます。特に先ほど議員のほうからも御紹介がありましたけれども、発達の段階に応じて、自分や他者など全ての人を大切にする学習というのは行っておりますし、また、道徳科におきましては、小・中学校において、全ての人が安心して暮らせる社会の実現について考える時間も設定しておるところでございます。その1つでございますけれども、道徳科の教科書には、小学校1年生ではパラリンピック出場選手の様子であったり、あるいは5年生ではヘレンケラーとヘレンを支えたサリバン先生の話、このようなさまざまな人とかかわる題材を用いて、思いやりの心、勤労や奉仕の精神、公共の福祉、協力、責任、公德心などにかかわる道徳性も養っているところでございます。

(15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 鈴木議員。

〔15番 鈴木深由希君 登壇〕

○15番（鈴木深由希君） 今、るるお答えをいただいたんですが、実は各障害を持っている児童生徒への指導がどのように行われているかをまずお伺いして、また、各学校の取組等もお伺いしたかったところではありますが、研究事業等で聴覚障害の児童に先生が一生懸命、指、手話文字等を勉強され、それまで障害者の指導にも当たってこられたベテランの先生ではありますが、聴覚障害者の児童への指導は初めてであったと。でも、本当に一生懸命、手話とかを勉強され、授業を工夫されていて、児童の生徒さんが生き生きと授業を受けておられたことが、研究会で見せていただいて、印象に残っております。同じキャンパスで、同じ教室で、障害のある友達と一緒に学ぶ児童生徒は、自然と障害者への思いやりが備わっていくと思っております。しかしながら、反面、適切なサポートであったり児童生徒へ向けた指導が行われないと、いじめなどで傷つき、不登校になることもあると聞いております。ともに学ぶ学校での障害児教育、そういう障害教育にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。条例が施行されてから、教育要綱とは別に本市独自の特色ある具体的な取組を期待しますが、例えば明石市では、小・中学校で手話の授業を持たれたりしております。何か今すぐにはお答えになれないかもしれませんが、御所見をお伺いいたします。

（教育長 松村智由君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 松村教育長。

〔教育長 松村智由君 登壇〕

○教育長（松村智由君） まず、先ほど議員のおっしゃいました視覚に障害を持ったお子さんへの指導であったり、あるいは聴覚に障害を持たれたお子さんへの指導、それぞれの学校におきまして、子供たちの状況に応じた指導を一生懸命工夫しながら取組を進めておりますし、また、県立の特別支援学校との連携も持ちながら指導を仰ぐ場合もございますし、専門的な見地からの指導についても学びながら行っているところでもございます。それから、先ほどおっしゃっていただきました通常学級におきましても、特別に支援を要するお子さん、発達障害等のお子さんもいらっしゃる場所でもありますけれども、こういう子供さんに対しまして、市のほうでは学校支援員等の配置も行っているところでもあります。また、学校支援員も配置をする中で、学級担任のほうも、例えば合理的配慮ということも含めて考えまして、ユニバーサルデザインの教育というも行っているところでもあります。特別に支援を要する子供さんに必要な配慮が、他の子供さんにも非常に役立ち、また学習の理解が進むというような状況もございますので、そういった配慮を行ってまいります。

それから、学校のほうで実際に行っている指導の中で、特に今回御紹介いただいております手話の言語のことにしまして申し上げますと、学校のほうの授業に手話の勉強を取り入れているという学校、例えば十日市小学校でも、そういう実践を行っているところでもあります。実際に来ていただいてお話を伺う中で、御指導もいただき、子供たちも手を動かして、そういう手話のやり方、また、その必要性というのを学んでいるところでもございます。

（15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 鈴木議員。

〔15番 鈴木深由希君 登壇〕

○15番（鈴木深由希君） 子供たちは本当に吸収力にあふれております。しっかりと具体的な障害者に対する理解が深まるような指導、教育をよろしくお願ひいたします。

条例名に障害という文字が入っていることへの抵抗があると聞きました。戦前、障害の文字、違う字で「障碍」という「碍」という文字が使われておりましたが、昭和25年、身体障害者福祉法の制定を機に、個人的な原因や社会的な環境により、心や身体上の機能が十分に働かず、活動に制限があることへ障害の文字が充てられ、一般的に使用されるようになりました。内閣府の障がい者制度改革推進本部において、現在、障害の表記のあり方を検討されております。痴呆症という表記を認知症と呼称変更したように、新たな呼称が生まれる可能性があると言われております。障害者と表現しなくてはならない現在、私は敬愛の念を込めて、障害者と口にしております。

もう一つ、ヘレンケラーの名言です。「人々の思いやりがあれば、小さな善意を大きな貢献に変えることができます」と言われております。三次市の今後の障害者施策に期待して、大きい項目2に移ります。

「往来本」他、文化財保護についてお尋ねします。9月定例会決算審査に提出されました平成29年度主要施策の成果に関する説明書の事務・事業の実施状況、図書館活動について、三次市重要文化財である往来本196点をデジタルアーカイブ化、資料の電子化をし、誰でも閲覧することができるようにされました。それを記念し、往来物研究科である小泉吉永氏を講師に招き、講演会を開催しましたと報告されています。モニターをお願いします。

往来本とは、一般には往来物と呼ばれ、平安後期から明治初期にかけて寺子屋で用いられた教科書の総称で、三次市重要文化財に指定されたのは昭和37年4月25日です。三次市立図書館所蔵の往来本の特徴は、何よりもめったに見られない稀覯書中心であることが最大の特徴で、現存唯一の往来本も多くあり、特に全国各地の地誌物産などを紹介した地理科往来や東海道中膝栗毛を書いた十返舎一九作の歴史科往来、商売往来の最古本を始めとする産業科往来等、類書も豊富にそろっているとのこと。平井右平氏の寄贈による往来本は全部で612点、関西以西では1つの図書館の家蔵往来数が最も多いそうです。

本年2月25日、三次重要文化財「往来本」デジタル化記念講演会が、三次市立図書館主催で、きりりサロンホールで開催され、熱心なファン70名余りが聴講されました。講師は、法政大学講師、往来物研究科の小泉吉永氏で、わかりやすい解説で、中には防災につながる記述の紹介もあり、歴史は繰り返されていると大変興味深く拝聴しました。デジタルアーカイブ化されてから、三次市立図書館でしか見られないものへの関心が全国的に高まっていると聞いています。昭和37年重要文化財に指定され、大切に保管されてきていますが、いい状態のままでの保存には限界があります。このたび図書館が努力され、図書館協会の助成制度へ応募されたことで、貴重な196点がデジタルアーカイブ化されたことは大きく評価されるべきことであります。

今年度、おとなの寺子屋と称して、インターネット電話を使用した往来本の遠隔講座が開催

され、廿日市市など、市外からも講座へ足を運ばれています。来年3月の最終回には、小泉吉永氏の直接講座が予定されていて、大変楽しみにしているところであります。今後、残りの416点の資料を継続してデジタルアーカイブ化を進めていただきたいと思いますと考えますが、実施計画には上がっていませんでした。市として往来本の今後の扱いについてのお考えをお伺いいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 往来本につきまして、今、議員のほうから詳しく御紹介をいただいたところでございます。おっしゃっていただきましたように、現在、市のほうが持っております往来本の612点中の196点、これのデジタル化を進めていただいているところでもございます。今後の計画というところでお尋ねでございますけれども、この往来本をデジタル化していくことの有益性というのは非常に高いものがございます、特に資料の保存、継承のみならず、先ほど御紹介いただきましたように、インターネットを活用することによって全国のどこからでもごらんいただき、また、この中身に触れていただくことができるというすばらしい利点がございます。

したがいまして、現在考えておりますのが、残り612点も貴重なものから順次、年次を追いながらデジタル化をしまいたいというふうな考えを持っております。その際、今回御紹介いただいております公益財団法人の図書館振興財団の助成を受けて行ってまいっておりますので、継続してこれをとっていけるように、申請もしながら行っていきたいという計画を持っておりますところでございます。

(15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 鈴木議員。

[15番 鈴木深由希君 登壇]

○15番(鈴木深由希君) ただいまの御答弁によりますと、前回取得した助成金頼みのような印象を受けました。年間の維持管理費も発生していることと思います。指定管理者に全てを委ねるといのもいかなものか。また、この助成に対する応募、プレゼン等、かなりの厳しい審査もあり、いろいろな全国から集まっているものから選ばれるというハードルも高くなっております。もしそれがかなわなかったときに、ではどうするかという観点で、市としてももう少し前向きな検討をしていただきたいと思いますと考えるところであります。

続いて、山代巴さんの資料について質問いたします。平成25年12月定例会で、請願2号、山代巴資料の保管・活用についてを受け、教育民生常任委員会で保管場所の三良坂支所で所管事務調査を行い、改善が必要と結論づけました。その後、一応、山代巴資料の新しい資料が出たということで講演会が開催されておりますが、現在の保管、活用についてお伺いいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。



〔教育長 松村智由君 登壇〕

○教育長（松村智由君） 山代巴さんの資料についての御質問をいただいたところであります。議員もおっしゃいましたように、山代巴さんの作品、特に「荷車の歌」でも知られる詩でありますけれども、広島県の府中市出身の小説家でございます。生前、三良坂町との親交が深かったということから、資料をお預かりし、三良坂支所の一室において保存をいたしております。資料の整理につきましては、草稿や書簡等、カテゴリーを分類する作業を平成20年度から3年間かけて行ってまいりました。また、資料の劣化を防ぐため、中性紙封筒に入れて保管をしているところでもございます。活用につきましては、三良坂コミュニティセンター内に平成12年4月に開設いたしました山代巴記念館で資料の一部を公開させていただいております。また、平成28年には三次市立図書館において、山代巴の特集展示とあわせて講演会も行わせていただいたところであります。

この山代巴さんの資料等につきまして、保存と活用のためデジタル化を行っていらっしゃるところでもございます。平成27年度に業務委託料を予算化いたしまして、これ以降も計画的に進めているところでございます。資料には個人情報等も含まれていることから、インターネット等での公開は行ってはおりませんが、市内外からの閲覧や解説の希望がございましたら、御遺族の方と協議をさせていただきながら対応を進めているところでもございます。

（15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求め）

○議長（小田伸次君） 鈴木議員。

〔15番 鈴木深由希君 登壇〕

○15番（鈴木深由希君） 長年、市民の方々が管理に尽力してこられたものを引き継いで、今、市としてデジタル化をしたり、ちゃんとした目録を整理されて、保存に尽力されている。そして、また、今閲覧も可能であるということをお伺いして、少し安心いたしました。

中項目1、2で代表的な往来本について、また、市民が守ってきた山代巴さんの資料についてお伺いいたしました。三次市にはほかにも多くの貴重な歴史的資料がございます。以前、資料の保管状況をお伺いいたしましたところ、複数の施設に散在しているとのことでした。往来本、山代巴さんの資料のように、整理され目録が作成されているのでしょうか。市民や研究者が要望すれば、資料をすぐに見ることができるような環境が整えられていますでしょうか。お伺いいたします。

（教育長 松村智由君、挙手して発言を求め）

○議長（小田伸次君） 松村教育長。

〔教育長 松村智由君 登壇〕

○教育長（松村智由君） 市が持っております資料は古いものでございまして、例えば古文書というものも、その中にはございます。現在、本市が所有する歴史資料につきましては、事前に申請書の提出をいただくなどして所定の手続を行っていただいた上で、市民の方、あるいは研究者の方にもごらんいただいているところでもございます。また、資料保護の観点から、見学や閲覧に当たりましては、担当の職員も立ち合わせていただく中で実施をいたしております。

なお、歴史資料につきましては、現在、市内の各歴史民俗資料館等、4施設において保管を行っているところでございます。これら歴史資料の整理も定期的に担当職員のほうで行っております。リストについてのお話が今ございましたけども、例えば寄贈いただいたような資料もございまして、その時点で一覧表の作成も行ったものもございまして、また、現在置いているものにつきましても、整理を行いながらリスト化を図っていくように対応をしていっているところでもございます。

(15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 鈴木議員。

[15番 鈴木深由希君 登壇]

○15番(鈴木深由希君) 今、それぞれの資料館等へ大切に保管され、整理されていると、定期的にそれも確認をしたりしているということでございましたけど、まだまだその文化財に関する扱いというものをもう少し踏み込んで丁寧にしていただきたいという意見も届いております。しっかりとやっぱり歴史的なものは大切にしないと、失ってしまつてはもとに戻せません。また、今回のような災害等があったときにもしっかりと守られているのかという、水につかたりにしないように、そういったところもしっかり注意して保管に努めていただきたい。また、研究者等への要望にもしっかりと応えていただきたいと思います。

ノーベル医学・生理学賞を受賞された本庶佑さんが、本日、朝、ニュースで羽織袴姿で授賞式へ臨まれていた姿を私は拝見しました。日本で研究してきた心構えと理由を話されていまして。日本人としての誇りを感じました。日本人として、三次市民として、誇りを持って生きる、誰もが幸せを実感できる三次市であることを願って、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長(小田伸次君) この際、しばらく休憩いたします。再開は13時10分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 0時 7分——

——再開 午後 1時10分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(小田伸次君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 真正会の齊木 亨でございます。議長からお許しをいただきましたので、質問を進めたいと思います。

午前の1番目の質問者の中で、市長に対しての来期の気持ちを聞かれまして、続投と、そういう気持ちを表明されたので、同郷の者としまして一安心しております。

さて、さかのぼりますけども、8月23日の全員協議会におきまして、30年7月の豪雨災害に

ついでに三次市の災害対策本部の総括が出ております。それに基づいて質問を進めたいと思います。畠敷地区の冠水被害とその後ということで、市内各排水ポンプ場の運転及び日常点検の状況についてお伺いいたします。市内排水機場の運転管理について。12月になり、今回の豪雨災害の検証や整理がされてきたと思いますが、まず、市内12カ所に排水機場がございますけれども、現在、その定期点検についてどのような間隔でどなたが点検をされているのかお伺いします。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 市内排水機場の運転管理についてということで、定期点検についての御質問でございます。現在、市内12カ所の排水機場等のうち5カ所は、国土交通省中国地方整備局、三次河川国道事務所が設置管理を行っており、本市とは調査委託契約を締結しているところでございます。定期点検につきましては、国の示します点検整備要領に基づき行っているところでございますけれども、その5カ所のうち北溝川排水機場、また十日市排水機場の2カ所については、4月を除いた各月に年間それぞれ17回、市の職員がエンジンの稼働状況でありますとか計器類の正常表示などの所定の項目について点検を行っているところでございます。残る3カ所の畠敷救急排水機場、また瀬谷排水機場及び願万地排水機場については、4月、1月、3月を除いた各月の年間9回、市の職員において所定の項目について点検をしているところでございます。12カ所のうち残る7カ所、これは市が設置管理をしているポンプ場でございますが、本市の職員におきまして、4月、1月、3月を除いた各月の年間9回、所定の項目について点検を行っているところでございます。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) この質問は、点検その他、エンジンが停止したことについての気になる点を質問で進めていきたいと思っております。今年7月豪雨災害のときにおける運転管理の状況でございますけれども、我々が確認した畠敷町救急排水機場、もしくはそれ以外に、燃料の不足もしくはエンジンの不調等、運転に支障のあったポンプ場というのはございますでしょうか。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 畠敷救急排水機場以外での運転に支障が起きた事例でございますけれども、この排水機場以外では、運転中に原動機であるとか、いわゆる補機類等に重大な障害が発生し機能停止した事例というのはございません。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) ほかの排水機場で、一時退避をしなけりばならなかつた箇所というの  
はごさいましたでしうか。そのようなところがあつた場合に、周囲はどのような状況になつて  
いたのかお伺ひします。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求めり)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 他の排水機場での一時退避といふこと  
でございすけれども、ポンプを運転する際に、外水が計画高水位、計画高水位と申しますの  
は、堤防のコンクリ部分を超えて土羽部に達すると、そういう水位を超えてさらに上昇するお  
それがあるときは退避をすることができす。他の排水機場では一時退避をしなけりばならな  
かつたところはございませんでした。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求めり)

○議長(小田伸次君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 実際に聞かせてもらつたほかの話でございすけど、担当者がよく頑張  
つておられたと、そういう話を聞かせていただきました。ポンプ場の担当職員の職務内容と研  
修訓練についてお伺ひしますけども、各排水機場、ポンプ場を担当する職員は複数おられると  
思ひますけども、どのような役割分担になつておられるのかお伺ひします。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求めり)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 排水機場、ポンプ場の役割分担でござ  
いすけれども、各排水機場には4名、各ポンプ場には3から6名の職員を配置してござ  
いす、任務に当たる職員、現地対策本部の排水ポンプ班でございすけれども、担当業務は内水  
及び外水の監視、ポンプの始動、点検などでございす。どの職員もいづれの業務にも担当す  
るようになつておるところでございす。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求めり)

○議長(小田伸次君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) その際、災害対策本部とポンプ場との連絡体制はどのようにされて  
いるのか、また、その周りの地域の様子について、消防団や住民自治組織との連携、連絡はどの  
ようにされたのかお伺ひしたいと思ひます。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求めり)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（落田正弘君） 連絡体制でございますけれども、排水機場の職員と災害対策本部とは、現場状況等の報告はもちろん、状況の変化も逐次報告し、適切に指示できるように情報を収集いたしまして連携をとっているところでございます。また、排水機場の職員は、消防団や住民自治組織とは直接には連携をしておりますけれども、必要に応じて災害対策本部を経由して情報を伝えるなどの体制を整えている状況でございます。

（21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 齊木議員。

〔21番 齊木 亨君 登壇〕

○21番（齊木 亨君） それでは、各排水機場の運転についてお伺いします。ポンプというのは、1台ごとにエンジンの発電機がございまして、それに排水ポンプがつながっていると。ポンプの給水口まで水が来たときに内水がたまったら発電機を出動して排水ポンプを運転されると聞きましたけれども、実際そうなのであるかお伺いします。

（総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 落田総務部長。

〔総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇〕

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（落田正弘君） 排水機場の運転状況でございますけれども、各排水機場の設備等については、畠敷救急排水機場のように発電機1台で2台のポンプを稼働させているところもありますけれども、排水機場によってそれは異なりますので、始動につきましては各排水機場の操作マニュアルに沿って行っておりますけれども、おおむね議員御認識のとおり形で操作を行っているという状況でございます。

（21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 齊木議員。

〔21番 齊木 亨君 登壇〕

○21番（齊木 亨君） ということは、1台エンジンがとまると、1台もしくは複数のポンプがとまるということになるであろうかと思えます。今度は畠敷救急排水機場のトラブルと点検についてということで進めさせていただきますけれども、排水ポンプの操作やトラブル時の対応方法及び各排水機、ポンプ場を担当する職員への研修などについて質問を進めますけれども、7月30日の全員協議会におきまして畠敷救急排水機場の運転状況が時系列で説明されました。担当した職員の一時退避のときの状況や燃料の確認、また補給の連絡を国土交通省に伝えた状況がわかりました。そのときの説明では、燃料が9時30分に燃料会社から届き、給油を受け、11時に再始動という説明を受けました。すぐにエンジンを始動することができなかったと聞きましたけれども、国土交通省の所有である排水機場、ポンプ場について、三次市はどのような業務を委託する契約になっているのかお伺いいたします。

（総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 落田総務部長。

〔総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇〕

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（落田正弘君） まず、トラブル時の対応ということでございますけれども、ポンプの操作やトラブル時の対応方法については、必要に応じて国土交通省や業者等から操作説明等を受けたり、トラブル時には直接現場にて復旧作業を行っていただいている状況でございます。国土交通省との業務委託契約の内容でございますけれども、国土交通省中国地方整備局、三次河川国道事務所との業務委託の内容については5点ございます。まず1番目は操作及び点検整備、2番目は操作及び点検整備を行ったときの記録及び報告、3番目は操作に必要な機具及び資材の保管、4番目は委託者が行う点検整備及び検査時の立ち会い、5番目は委託者が行う操作に必要な技術指導等への参加でございます。なお、操作に必要な燃料等や緊急時等の操作に使用する資機材、これにつきましては委託者である国土交通省が支給するという契約内容になっております。

（21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 齊木議員。

〔21番 齊木 亨君 登壇〕

○21番（齊木 亨君） 今回問題視しておりますのが、エア抜きができなくてエンジンが始動しなかったとのことでございましたけれども、そのような事態が発生したとき、エア抜きをするためにはどのようなことをする、そういうのを知らなかったと伺いましたけれども、実際そうだったのかどうかお伺いしたいと思います。

（総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 落田総務部長。

〔総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇〕

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（落田正弘君） 今回の燃料がなくなった時点で補給をしました。そして、到着してから始動しようと思ったらエア抜きが必要だったということでございますけれども、エア抜きを含めまして、技術的なトラブルの場合は担当職員が当然対応できないというような部分もありますので、そのようなトラブルの場合は国土交通省にすぐに連絡をして、国土交通省が対応するということになっております。

（21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 齊木議員。

〔21番 齊木 亨君 登壇〕

○21番（齊木 亨君） 当日は担当の職員は国土交通省のほうからも来られたかどうかということもお伺いしたいんですけども、そのときに状況の管理、そのことを国のほうにも伝えられたのかどうか、お伺いしたいと思います。

（総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 落田総務部長。

〔総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇〕

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（落田正弘君） エア抜きの時点で、これは給油とともにでございますけれども、給油の時点でエア抜きを行いますけれども、当然、国土交通省の職

員も一緒にそこに入るということをごさいますて、こういうふうな技術的なトラブルの場合は、やはり常に連絡体制をとって、来ていただいて、また、業者も含めて対応しているという状況でございます。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 実際に今後このような事態が起こらないように、各排水機場、ポンプ場に対していろいろ対応策を練られたと思います。ここで1つお願いしたいのが、市の職員だけでなく、やっぱり各排水機場、ポンプ場周りの住民にもそういう研修をした上で、管理の一部を頼むことができないものかどうかお伺いしたいと思います。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 今後の対応ということも含めまして御答弁させていただきますと、国土交通省管理の排水機場については、国土交通省とより緊密に連携を図っていきたくて考えております。給油については、三次河川国道事務所で災害直後に各排水機場とも24時間対応可能となる体制を構築したという説明を受けております。また、市の排水機場については、定期点検を行い、燃料の状況を確認し、対応しているところでございます。大雨によって河川の水位が上昇し、稼働した後は給油を行っています。これは市内の燃料会社と緊急時の排水機場等の燃料の給油に関する協定というのを結んでおりますので、これにおいて対応するようにしております。

地域住民の方に管理の一部を委託できないかという御質問でございますけれども、先ほど申し上げましたように、排水機場に配置している職員は、規模にもよりますけれども、3人から6人、市の職員を配置しております。国土交通省所管の排水機場につきましては、市との業務委託契約に基づいて行っておりますので、その管理等を地域住民に依頼することはできません。また、排水機等の操作は、上流の降雨の状況、また下流の水位など、流域の状況を把握した上で、本川また支川の逆流防止を図るため、内水位、外水位のそれぞれの両方の差を確認しながら操作タイミングを判断すると、そういうような必要がございます。その操作によって流域に大きな影響を及ぼすということが考えられますため、河川管理者による適正な操作を行わなければなりません。そのため、市が所管する排水機場につきましても、市の職員で直接行うことが望ましいというふうに考えております。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 実際、これは今はエンジンのあるポンプ場ですけども、それ以外の樋門とかにつきましては、やっぱり地域の方に、国土交通省のほうも操作員として市を通して委嘱

されておりますけれども、そういうことがあれば、そういう実績もある方がおられれば、実際、ポンプ場の管理にも携われるのではないかと、そういう思いで質問させていただきました。

次、排水能力につきまして質問を進めます。7月豪雨における畠敷町と三次町の住宅地や協同組合、三次総合卸センター周辺の浸水につきまして、排水ポンプの発電機の燃料切れが起こらなかったとしても、恵木谷川など3つの河川の氾濫のために対応できる排水能力が足らなかったと国土交通省は当時発言されておられます。国土交通省と三次市は、畠敷救急排水機場のポンプ排水能力についてどのように判断されて、今後どのような対応をしようとされておられるのかお伺いしたいと思います。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) ポンプの排水能力の検証でございますけれども、畠敷救急排水機場及び願万地排水機場のポンプの能力、願万地も含めまして、現在、国、県、市、河川の専門家で構成します畠敷・願万地地区内水対策検討会において検証することとしております。検証は、解析するためのデータも限られておりますので、内水氾濫の解析モデルというのを構築いたしますけれども、そのモデルの構築に時間を要しています。その検証結果を踏まえまして、今後、国、県、市、それぞれにおいて対応策を検討してまいりたいと考えております。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 11月16日、畠敷・願万地地区内水対策検討会というのが設立されております。その席で、さっきおっしゃられたような検討をされておられる。今後この検討会においてどのようなことがされるのかお伺いしたい。また、内水排水ポンプの能力について、この検討会の中で検討をされるのかお伺いいたします。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 先ほど申しあげました畠敷・願万地地区内水対策検討会につきましては、第1回目を11月16日に開催いたしまして、平成30年7月豪雨の出水及び被害状況、また、施設効果、既設の排水施設の整備と利用状況、想定される内水被害の要因として検討すべき項目ということで、先ほど申しあげました内水氾濫の解析モデルについて検討をしたところでございます。今後におきましては、畠敷救急内水排水機場のポンプが停止したこと等の影響分析、また、平成30年7月豪雨の浸水被害を防止軽減するための対策についての検討を行い、最終的には国、県、市の役割分担を明確にし、対応方針の取りまとめを行う予定でございます。



(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) これからの対応策の御質問で、部長のほうからお答えしましたが、市長としてもすぐに応えていきたいというふうに思っております。三次市としましては、本検討会を通じまして、畠敷地区、願万地地区における浸水被害の状況や発生要因等を関係行政機関で共有した上で、地域の皆さんにも御協力、御理解もいただきながら、国として県として市として連携を持ち、なおかつ実効性のある内水排水対策について地域の安全性を向上していきたいということでございまして、市長としては、国土交通省に対しまして、排水機場におけるポンプの能力につきましては、私自身、全力を挙げて検討委員会の検証を含めてであります。市長として市民の皆さんの安全・安心を守る責任者として、能力の向上を何が何でもやってもらうという気持ちを持ちながら進めておるところでございまして、先般も国土交通省本省のほうへも出向きまして強く要望しております。これからは三次河川国道事務所とも連携をとりながら、国交省としての役割、また、市として、県としてどういう形でできるか、そこらもやはり要望するのみならず、三次市としてどうあるべきかということについても、十分これから留意しながら、検討かつ実行へつなげていきたいというふうに思っております。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) この次の質問にも、そういう意味のことをさせていただきますけども、市長のほうから丁寧な答えをいただきまして、少し質問を進めますけども、7月の豪雨災害のとき、私、雨雲レーダーを、瀬戸内海から北上してくる赤い色をした雲、あれを、その雲がどんどん三次方面へ上がってきておりました。夜半から南部のほうへちょっと下がって、北上していたら、結果的には東広島や県南部地方へ大規模な豪雨をもたらしておりますけども、これが三次市のほうへ向かっていたら、もっと大きな災害になっておったように思います。その状況を見ますと、堤防も今回持ちこたえておりますけども、馬洗川や西城川、江の川の堤防は軽く越水したものではないかと思われまます。今の世界的な気象状況の中で、今後、来年、あるいは再来年、同じかそれ以上の豪雨が起きることも予想されます。そういうことを鑑みて、ポンプ能力というものもしっかりしたものをしとかなければいけない。場合によっては、堤防ということになりますと、現在の状況をもう少しまた、かためていかなければならないということになるかと思えます。

次に、三次総合卸センターの再生プロジェクトということで質問を進めますけども、昭和47年4月に完成しまして、その年の7月に47年災害に遭われております。以後、今年を入れて4回の浸水があったと聞きます。このたび三次総合卸センターの復興事業計画が始まると聞きましたけども、具体的な事業形態、事業規模、事業期間などについてお伺いしたいと思います。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長（小田伸次君） 日野産業環境部長。

〔産業環境部長（兼）農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇〕

○産業環境部長（兼）農業委員会事務局長（日野宗昭君） 三次総合卸センターの復興事業計画でございます。まず、事業形態につきましては、協同組合三次総合卸センターの復興事業計画として、組合員の企業及びテナント企業等が1つのグループを形成して事業主体となります。施設等の復旧整備やにぎわい創出のイベント等を実施し、地域経済の発展につなげていくというような計画になっておりますけれども、施設等の復旧整備につきましては3つの補助メニューがあるわけでございます。1つは、広島県の中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業、それから本市の単独事業でございます三次市被災事業者経営持続化支援事業、それから環境省の補助事業になりますけれども、市が事業主体として実施していくという中身になります。三次市損壊家屋等解体撤去支援事業と、この3つの補助事業を活用し、現在地において新たな施設配置を行い、既存施設の解体、新築につきましては、現段階では4期に分けて順次整備される計画というふうに聞いておるところでございます。

事業期間につきましては、来年1月の末ぐらいから、まず解体工事に着手をして、現段階では平成31年度末の完成をめざすという計画とされておるところでございます。

事業規模につきましては、事業費は現在まだ協議調整中というところでございます。

（21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 齊木議員。

〔21番 齊木 亨君 登壇〕

○21番（齊木 亨君） それでは、先ほど名前が出ました広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業につきまして、これはどういったものなのか御説明いただければ。

（産業環境部長（兼）農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 日野産業環境部長。

〔産業環境部長（兼）農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇〕

○産業環境部長（兼）農業委員会事務局長（日野宗昭君） 御質問の広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業、この補助事業の手の流れについては、2段階による手続が必要となります。本年7月豪雨災害によって甚大な被害を受けた地域を対象に、まず第1段階といたしまして、被災をされた中小企業等がグループを形成し、このグループによる復旧事業計画を策定し、県のほうへ申請をして認定を受けた場合に、第2段階として、そのグループに参加する事業者が個々に個別に県のほうへ補助金を申請して交付決定を受けるということでございます。その施設設備の原状復旧ということに要する経費を補助するといった制度でございます。

補助率につきましては4分の3、補助上限額については1事業者当たり15億円となっております。この補助率4分の3のうち、国費が2分の1、県費が4分の1といった内訳でございます。したがって、事業者の負担については残りの4分の1ということになるわけでございます。

なお、本市の三次市被災事業者経営持続化支援事業、こちらのほうは補助率2分の1の市独

自の制度でございますが、このたび創設をしておりますので、あわせて残りのこの4分の1に充当するというので、活用された場合には、さらに自己負担については軽減をされていくということになるかと思っております。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 今回の事業はかさ上げをしないと聞いておりますけれども、先ほどいろいろ、ポンプなどの内水排水の対策を進めれば浸水する事態が起こらないかもわかりませんが、実際、4期に分けられる事業、事業者においてどのような対策をそれぞれとられておられるか聞いておられますか。わかる範囲でお答えください。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) 浸水防止対策でございますけれども、本施設等の復旧整備については敷地全体のかさ上げはされないということでございますけれども、この敷地内でより高い位置に現在の施設を配置していくというような形で、各組合企業の事業内容によって、施設の建物を例えば高床にするといったことなどの浸水防止対策を現段階では計画されておるといふふうに聞いておるところでございます。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 先般、11月27日の全員協議会におきまして、市のほうはこの三次総合卸センターの建築物の解体費の支援をするという説明がございました。今伺いましたのですが、三次総合卸センターの方から、今回の三次市の支援は大変にありがたいと言葉を聞かせていただいております。それは今日お伝えしまして、三次総合卸センター、これは県北の台所と言われるぐらい、これまで食材の卸を担っておられるところでもありまして、三次市内及び県北、また島根県南部の小売商店にはなくてはならない卸の団地として、これからも地域を支えて頑張っていたいただきたい、そういう思いで質問をさせていただきました。

次に、避難方法と自助、共助、公助ということで、7月豪雨災害における三次市災害対策本部の総括について質問を進めていきたいと思っております。緊急避難場所の確保と避難の周知方法について質問を進めていきます。7月豪雨におきまして、三次市では市内全域37カ所に市職員の配置をし、避難物資の対応ができる避難所を開設されております。しかし、各地域で組織された自主防災会におきまして、避難場所、避難所については行政区単位、または常会単位で自主的に避難方法を話し合われておまして、今回は住民にとりまして、まず話し合った場所への避難を考えておられました。そのために地域住民が若干混乱をしまして、市の決められた避難所と自主防災会でみずから決めた避難所のどちらかに避難すればよいのかということ戸惑わ

れております。

避難の方法としまして、最初の避難というものは、自主防災会で決められた近所の住民が見渡せる避難場所、避難所に避難をして、自主防災会が災害対策本部へ状況を報告することにして、そこが危ないときは、次のステップとして例えば市の開設している避難所に移るなどすればよいと思いますけども、いかがでございましょうか。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 最初の避難についてということでございますけれども、今回の7月豪雨を受けまして、浮き彫りになった方については、8月に総括としてまとめまして、11月までにその対応策を検討してまいりました。今回の災害では、市と自主防災組織とで約100カ所の避難所を開設いたしましたけれども、大切なことは、地域の皆さんが命を守ることができる避難所、安心して避難できる避難所を選定し、運営するというところでございます。そのため、各自主防災組織と協議し、より安全と認められる市有施設を避難所として、各自主防災組織ごとに1カ所ずつの19カ所を市で開設運営を行うこととしております。そして、切迫した状況などにより避難所を追加して開設する場合には、その災害の程度とか、あるいは被害の発生想定区域の状況にもよりますけれども、自主防災組織において開設運営を行っていただくのがよいのではないかというふうに考えているところでございます。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 自主防災組織で決められた避難場所に避難しても、自助として各自で食料や飲み物を持ってこられるし、民生委員さんが地域の高齢者等の安心確認ができて、その情報をもとに、消防団員等が支援の要る高齢者を避難場所まで連れてこられる、そういう共助の力も発揮されやすいのが地域の避難所でございます。

ここで、11月27日の全員協議会の総括の中で、避難場所の区分案が明らかにされております。このことは各地域へ説明しなければならないと思いますが、どういうふうに周知されますか。この質問をつくったときが、11月27日以前に質問をつくったもので、重複したり、ちぐはぐなところが出てくると思いますけども、わかる範囲でよろしくお願いします。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 避難所の周知ということでございます。各地域への避難所の周知については、市や自主防災組織、関係機関の役割を明確にした上で、市から地域へ出向いて、地域の皆さんに直接説明するように考えております。また、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビなどさまざまな媒体を活用し、あわせて周知をさせていただく

よう考えているところでございます。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 直接という言葉聞きまして、安心しました。それと、避難情報の周知方法の今後としまして、今般の豪雨災害におきまして、避難所開設情報が旧市街地を中心に伝わっていないことが議会報告会、懇談会などでわかりました。避難情報を市民に周知する手段というのは、音声告知放送、防災一斉メール、これはエリアメール、登録制のメールでございます。それと三次ケーブルテレビのデータ放送、NHK等のテレビ局のL字放送などがありますが、音声告知放送については契約者しか伝わらないので、契約者が少ない地域、特に十日市、三次、八次地区など、それから三次ケーブルテレビの線が届いてないアパートやマンション、そういう人には情報が伝わりにくかったと思います。音声告知の放送の契約について、今後、特に高齢者についてはこの周知方法がダイレクトで伝わりやすいと考えますけれども、市はこの普及拡大のために、これに補助など新たな仕組みの導入拡大方法を検討されていることがあるかお伺いしたいと思います。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 契約者が少ない地域等への情報周知ということでございますけれども、現在、音声告知放送の加入率は、平成30年9月現在で旧市で23%、旧町村で平均が71.6%ということで、旧市の加入率が旧町村に比べて低いという現状がございます。音声告知放送はサービス利用料が必要だということでございますけれども、現時点ではこれに対する補助等の予定はございませんけれども、防災情報の伝達手段として、市全体の加入率向上を図るために、旧市と旧町村の加入条件を統一するなど、加入いただける条件の整備を三次ケーブルテレビと協議調整して加入率の増加に努めてまいりたいというふうに考えております。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 少しでも前に向く取組がございましたら、ぜひやっていただきたい、そういうふうに思います。今のところ音声告知のない家庭では、避難情報が一番確認できる方法としまして、やはりNHK等のL字放送だと思います。三次ケーブルテレビのデータ放送とテレビ局等のL字放送の情報については、市から伝えられると思いますけれども、各メディアにどのように伝達されて、どのようなスピードでテレビ画面に映るのか、教えていただきたいと思っています。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長（小田伸次君） 落田総務部長。

〔総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇〕

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（落田正弘君） 災害情報の各メディアの伝達というところでございます。市からのテレビなどの各メディアへの伝達については、各市が広島県防災情報システムに情報入力することにより、Lアラート、いわゆるローカルアラートというふうに呼びますけれども、防災情報の収集、配信を行うシステムを介して各メディアに伝達され、基本的にはタイムラグなく画面へバーナー表示をされております。また、ケーブルテレビのデータ放送、これについては、災害対策本部で災害や避難情報を入力した後にほぼリアルタイムで画面に表示をされます。

（21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 齊木議員。

〔21番 齊木 亨君 登壇〕

○21番（齊木 亨君） テレビ等に関しては、比較的、確実に伝わっているということで、今のところケーブルテレビのない、また音声告知のない住民につきましては、一番の頼りになる方法ではないかと思っております。今回、11月27日の全員協議会の説明の中で、市からの伝達情報の整備の説明におきまして、避難情報伝達100%をめざす。メールの利用などで、若者を中心に伝達されやすい専用アカウントの環境を整えられるとのことでした。これは現在に即した対応でございますけれども、情報管理の専任を置くなど、かなり前を向いた対策であると聞かせていただきました。その中で、高齢者を中心としたスマートフォン等を使われない方への対応というものは、どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

（総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 落田総務部長。

〔総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇〕

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（落田正弘君） スマートフォンなどを使われない方への対応ということでございますけれども、防災情報は音声告知放送や登録制の防災一斉メール、またテレビのデータ放送などで周知しておりますけれども、新たに本年12月1日からスマートフォンや携帯電話を利用されていない方に対して、音声告知放送と同じ内容をファクスで受け取ることのできる防災情報ファクス配信サービスを始めております。これには事前登録が必要というものでございますけれども、登録していただきますと、これによりまして情報を入手していただくことができます。防災情報を入手するには手段の種類がこれまで以上に増えることになりまして、音声告知放送のほか、さまざまな方法で情報を入手していただけるよう環境の整備を進めていますので、市民の皆さんもぜひとも積極的に情報を入手していただくようお願いをしたいと思います。

（21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 齊木議員。

〔21番 齊木 亨君 登壇〕

○21番（齊木 亨君） さまざまな周知方法で本当に大変だと思います。市のほうも煩雑なこともあったりして、このことが負荷に、負担にならないように、市民に情報を伝えていただきたいと思います。今回の災害は、これまで大きな被害がなかったとして油断をしていた面が多々ありました。これを機に、周知方法、避難方法をもう一度、一人一人の住民と確認し合う必要があるのではないかということで、次に進みます。

三江線の跡地活用について伺います。11月21日、三次市旧三江線鉄道資産検討委員会が約半年余りの検討委員会で協議がまとまり、提言として市長に報告されました。その提言について、今後、市として事業のまとめを行い、JR西日本にそれをいつ伝えられるのかお伺いしたいと思います。

（副市長 柴田 亮君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 柴田副市長。

〔副市長 柴田 亮君 登壇〕

○副市長（柴田 亮君） 議員から三江線の跡地活用等について御質問いただきました。去る11月21日に三次市旧三江線鉄道資産検討委員会、細川喜一郎委員長から、旧三江線鉄道資産の取り扱いに関する提言をいただいたところでございます。この提言をとりまとめていただいた三次市旧三江線鉄道資産検討委員会でございますけども、市内20の団体から選出いただいた委員の方で構成され、齊木議員が会長となっておられる作木町観光協会にも御参加をいただいたところでございます。この委員会におきましては、委員会の協議の場のみならず、各団体に持ち帰って、旧三江線の鉄道資産の利活用の是非等について協議をいただきました。そうした経過を経て、委員の皆様の総意としてまとめられた提言でございますので、市としても大変重みを持つものとして受けとめているところでございます。今後はこの提言の内容に基づいて検討作業を進めていくことが市に課せられた責務であると考えております。

旧三江線鉄道資産の利活用の是非を含めた検討に要する期間としては、JR西日本に対し、平成31年3月までということで確認を行っているところであります。今後はその期限に向けて、JR西日本とも協議を行いながら、具体的な検討作業を進めてまいりたいと考えております。鉄道資産を利活用していく場合のJR西日本との契約等の手続、これにつきましては、その協議が整った後に行っていくこととなると考えております。

（21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 齊木議員。

〔21番 齊木 亨君 登壇〕

○21番（齊木 亨君） スケジュールを聞かせていただきました。今回の提言について、地名が具体的に出ておりましたのが尾関山駅周辺ということでございました。それ以外の地名の出ない地域につきまして、どのように対応されるのか、また、今後、地域からの活用の要望の声が出た場合、どのように対応されるのか、考えをお聞かせ願いたいと思います。

（政策部長 中村好宏君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 中村政策部長。

〔政策部長 中村好宏君 登壇〕

○政策部長（中村好宏君） 旧三江線鉄道資産の利活用に係る検討機関につきましては、先ほどの柴田副市長の答弁のとおり、JR西日本との間で平成31年3月末までと確認してございます。この期限に向けまして、検討委員会からの提言内容を踏まえた検討作業を着実に進めていくこととしてございます。提言にない地域活性化等に関する利活用に係る要望等をいただく場合には、このJRとの期限を踏まえすと、実施主体や具体的な内容、また地域の理解、そして経済波及効果やその事業の持続可能性等が示されることが必要というふうに考えてございます。

（21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 齊木議員。

〔21番 齊木 亨君 登壇〕

○21番（齊木 亨君） 地域の理解が示されることが必要ということをお伺いしました。これについては、また追って早目に御連絡なり要望なりを進めていくように考えてみたいと思います。

次に、種子法の廃止に伴う農業への影響ということで質問を進めます。昨年の通常国会で種子法廃止法案が国会に提出され、今年の4月、廃止されることになりました。食料増産が国家的主題だった戦後昭和27年に制定され、都道府県に稲、麦、大豆等の優良種子生産と普及を義務づけて、今日まで食料の生産に大きく寄与してまいりました。全国には、米に限ると優良ブランド米、品種開発でコシヒカリやヒトメボレなど、多くのすぐれた品種が各地方の特性を生かして国民になじみのある米ができております。今後は都道府県がこれまでに積み上げた研究が民間に任せられる事態となりますが、種子の価格や特定の品種に生産が偏るなど、概して農家の生産に有利に働くかどうかは疑問なところがございます。この種子法の廃止に伴いまして、この三次市でも米の種子については多くの生産農家が種子の供給に携わっておられます。この種子法の廃止によりまして、これらの農家へはどのような影響が出るものか、わかる範囲でお伺いしたいと思います。

（産業環境部長（兼）農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 日野産業環境部長。

〔産業環境部長（兼）農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇〕

○産業環境部長（兼）農業委員会事務局長（日野宗昭君） 主要農作物種子法がこの30年4月をもって廃止となったわけでございます。このことによって、広島県においては新たに同年、この30年4月から広島県稲、麦類及び大豆種子取扱要領を新たに制定し、これまでどおり奨励品種の決定、原種、原原種の確保等を実施することによって、稲、麦、大豆の安定生産が図られるように優良種子の安定供給に努めるというふうにされているわけでございます。三次市内の種子生産につきましては、広島県穀物改良協会からの依頼に基づきまして行われておるところでございますが、このたびの種子法廃止後も従来どおりの生産が行われております。したがって、市内の影響はないというふうに考えているところでございます。

（21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 齊木議員。



[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) 三次市内の種子農家には今後とも影響がないということでお伺いさせていただきました。それを聞いて、安心を。広島県は至って米の品種も多く扱われているところでありまして、なかなか米の間屋さん種類が多くて困っているようでございますけども、そういう地域事情もありますけども、安定した優秀な種子は今後とも供給されるということで安心しました。

次に、国民健康保険の過大請求につきまして、去る11月10日、中国新聞に、会計検査院が2017年度の決算検査報告を安倍首相に提出された中に、この三次市では、2013年度、2014年度の国民健康保険の財政調整交付金で3,566万円という過大請求を起こしたという記事がございました。職員の単純な入力シートへの誤記入というミスであったと報じられておりましたけども、この問題は市議会にも説明がなかったと思いますけども、その内容、経緯、今後の防止策、どのように交付金を返還するのか、また、市にペナルティーがあるものかどうかお伺いしたいと思います。

(市民部長 稲倉孝士君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 稲倉市民部長。

[市民部長 稲倉孝士君 登壇]

○市民部長(稲倉孝士君) 議員御質問の国民健康保険に関します過大請求につきましては、御指摘いただいたとおり、11月10日の新聞に掲載をされておりますけども、まず、発覚の経緯から申し上げさせていただきます。平成29年5月、昨年5月の会計検査によりまして、平成25年度及び平成26年度の国民健康保険の財政調整交付金を過大に算定していたというふうな指摘を受けたものでございます。その原因につきましては、平成25年度の交付金の申請におきまして、基礎数値、この数値を所定の様式に転記をする際に、誤って入力をしたために、算定額に誤りが生じまして、調整交付金を過大に請求したものでございます。また、平成26年度の交付金の申請におきましては、平成25年度の誤って入力をしました数値を引用するものでございまして、そのために平成26年度の財政調整交付金の申請においても過大な請求をする結果となったものでございます。

次に、今後の防止策、再発防止策及び交付金の返還などにつきましてでございますけども、まず、再発防止対策といたしましては、職員個々のスキルアップをまず一番に図りたいということ、さらには複数でのチェックをやっぱり徹底していきたいというふうに考えております。また、交付金の返還につきましては、国から返還に係ります通知が届き次第、所定の手続を経まして、できれば今年度中の返還を予定してございまして、3月の定例会で補正予算措置を御提案させていただきたいと考えておるところでございます。なお、このたびの交付金の返還につきましては、自主返還という形をとらせていただいておりますので、加算金などはなく、過大交付を受けました3,566万3,000円を返還させていただくもので、そのほかのペナルティーもあるものではございません。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長（小田伸次君） 齊木議員。

〔21番 齊木 亨君 登壇〕

○21番（齊木 亨君） いただいたものといいますか、預かったものを返すという考えでよろしゅうございますか。そういう判断をさせていただきます。

このことにつきまして、複数のチェックと言われました。年度が変わったとき、担当者の方が事務のミスが起りやすいことになろうと思います。その際、事務の引き継ぎについて、それぞれが十分に説明等をされて、引き継いだ後でも、その前任者が担当者をちゃんとフォローする、そういうような体制がとられているのかお伺いしたいと思います。

（総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 落田総務部長。

〔総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇〕

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（落田正弘君） 事務引き継ぎについてでございますけれども、事務引き継ぎについては、不確実な引き継ぎが要因となって発生する事案を防止するため、平成26年に三次市職員事務引継規程を制定いたしました。これは全ての部署で統一したルールに沿って実施しているものでございます。具体的な手続としましては、前任者が事務引き継ぎ書を作成し、前任者の上司が立ち会いのもと後任者に引き継ぐことを基本としております。また、引き継いだ後においても、必要に応じて前任者に内容確認をしたり、重要な業務、またイベントの際には前任者の立ち会いを依頼するなど、組織全体での対応を行っているところでございます。

このたびの事案の原因は、事務引き継ぎの不備に起因するものではなく入力誤りによるものでございますけれども、誤りが発生したことを強く重く受けとめまして、チェック体制、チェック機能をより強化し、適切な事務執行に努めてまいりよう指導してまいります。

（21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 齊木議員。

〔21番 齊木 亨君 登壇〕

○21番（齊木 亨君） しかし、前任者の対応によりましては、引き継ぎが不十分な場合もあると思います。個人ごとに引き継ぎの具合に開きがあるのではないかと思いますけれども、そのような場合はどのように対応されるのか、もう一度お伺いしたいと思います。

（総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 落田総務部長。

〔総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇〕

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（落田正弘君） 個人ごとに引き継ぎをするということでございますけれども、職員対職員がする場合には、必ず上司が立ち会うということで後任者に引き継ぐということにしておりまして、複数の職員の立ち会いのもとで引き継いでいくという体制をとっておりますので、その点を強く今後も引き継いでいきたいというふうに思っております。

(21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 齊木議員。

[21番 齊木 亨君 登壇]

○21番(齊木 亨君) ということは、上司がしっかりしておらなければいけない部分もあるということ、わかりました。

以上で質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長(小田伸次君) 順次質問を許します。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 真正会、杉原でございます。いい話し合いになることを心から願いながら、一般質問を始めさせていただきたいと思っておりますけれども、6月の定例会の際も一般質問で言わせていただいたんですけれども、情報公開に私としてはすごく不満があると。今日も午前中、先輩議員の問いに対しても、個別的な計画については、例えば公共施設の総合管理計画、議論していくために今資料が欲しいというような意見も先輩からありましたけれども、相変わらず出さないというような答弁でございました。やはり議論をするのがこの場だと思っておりますし、先ほど市長は来期へ向けての自分の重点的な項目の中へ、変わらず市民との対話ということをおっしゃられましたけれども、我々は市民の代表としてこの場へ出てきておる身でございますので、ぜひとも対話、議論していくための情報公開であったり考え方を胸襟を開いてお示しいただきたいと、我々は恐らく全員別に足を引っ張ろうとかそういう思いはなく、よりよい方向に行くように討議して、議論して、合議の上で決めていくためにこの場におりますので、今日もそういった思いで計画等をお示しいただきたいと、心の考え方をお示しいただきたいということを申し上げて、質問に入っていきたいというふうに思います。

学校給食調理場と三次市立小・中学校の適正配置と三次市公共施設等総合管理計画についてということにさせていただいておりますけれども、まず、この前、10月の終わりごろでしたか、十日市きんさいセンターにおいて、学校給食調理場について保護者説明会があったと思います。私も出させていただきましてけれども、その際、限られた人数ではありますけれども、発言された方自体は、皆さん、自校方式調理場を訴えた方ばかりだったというように私は記憶しておりますけれども、教育委員会としてその後、考えに変化があるかどうかお伺いをいたします。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 長田教育次長。

[教育次長 長田瑞昭君 登壇]

○教育次長(長田瑞昭君) 議員のほうから、11月2日の三次市学校給食調理場再編の基本計画案の保護者説明会についてのことでお尋ねでございます。初めに、自校方式というところについて説明をさせていただこうと思います。自校方式というのは、各学校に専用の調理室と専属の職員を配置し、その学校の児童生徒に給食を提供する方式で、本市では十日市小学校、川地小

学校の2校のみが自校方式の調理場です。残る10の調理場は共同調理場方式で、複数の学校の給食を一括して調理し、給食時間までに各学校へ配送をしております。例えば八次調理場や君田調理場などは、いずれも学校に隣接しているため、自校方式と混同されやすいですが、八次調理場は八次小学校と酒河小学校へ、君田調理場は君田小学校と君田中学校へ給食を提供しており、いずれも共同調理場方式となっております。

それでは、11月2日の保護者説明会のことでございますけども、そこであった御意見は、自校方式ということだけでなく、次の3点であったというように認識をしております。1点目は、自校方式の2調理場を含む既存の12調理場を改修、増築等して残すことはできないかということ。2点目は、旧市内に1つの調理場を建てるのではなく、3カ所程度に分散することはできないかということ。3点目は、新調理場になった場合も、地産地消の推進やアレルギー対応は可能かどうかとの御意見をいただいたというように思っております。その際、さらに細かい単位で説明会を開催してほしいとの要望もいただきましたので、三次市PTA連合会と調整し、1月中を目途に、まずは統合予定の5中学校区、三次、十日市、塩町、川地、八次において、順次説明会を開催する予定でございます。今後も市として再編基本計画案の考え方を丁寧に説明し、保護者の皆さんの御意見をいただきたいというように考えております。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 私が申し上げた自校方式は、共同調理場のことを含めて今あるところという意味で表現しておったんですけれども、これから中学校区でお話しされるということで、もちろん僕も共同調理場というのはわかっているんですけれども、例えばこれからの質問ですけれども、学校調理場の今ある施設を残すという議論をする際、同時に学校自体が今後どうやって存続していくのかということも、三次市立小・中学校の適正配置についても私は議論する必要があるんだろうというふうに思っています。なぜなら、例えば今言われた共同調理場の中でも、今供給している2学校に対して、両校が完全複式になっている給食調理場もありますよね。これも後に言いますが、完全複式というのは、学校統廃合を検討していく上でのタイミングだというようなことも三次市に提出された答申の中でもうたわれていますけれども、そういったところも一緒に考えないと、保護者の方も現存のを残してほしいと幾ら言われましても、今ある学校自体が残らない可能性というのももちろんこれから出てくるんだろうというふうに私は思うわけですけれども、平成22年に三次市がいただいた三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化についてという答申の中に書かれているそのときの想定より、三次市の人口の減少というのも著しいものがあるというふうに思いますし、答申から8年がたって、当時は中学校区にはいらわないというか、考えないというような中身でしたけれども、人口の減少、児童の減少も含めて、中学校区も含めた適正化、適正規模ということも再度検討すべきではないかというふうに思うんですけれども、いかがでございましょうか。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長（小田伸次君） 松村教育長。

〔教育長 松村智由君 登壇〕

○教育長（松村智由君） ただいま議員のほうから、小・中学校の適正配置ということで、とりわけ中学校も含めた配置について考えてみたらどうかという御提案だったと思います。まず、三次市の学校給食調理場再編基本計画の案でございますけれども、これは従来から説明してまいりましたように、限られた財源を有効に活用して、安全・安心で同じ条件の給食を市内の子供たちに届けられるよう、児童生徒の推移についても考慮し、活用できる調理場は徹底的に活用し、その他の調理場については新調理場に再編するという市としての調理場再編の考え方を示したものでございます。

議会のほうでは、今年度に入りまして学校調理場再編議員懇談会を立ち上げていただき、調理場再編に係る研究をしていただき、御意見をいただくように伺っているところでもございます。調理場のあり方につきましては、議員や保護者の皆さんの御意見をいただきながら進めてまいりたいと考えているところであります。また、小・中学校の規模及び配置の適正化につきまして、いただいた御意見、これは教育委員会議のほうにも共有をさせていただき、引き続き児童生徒の確かな学びを保障する学校規模の適正化について考える材料とさせていただきたいと考えております。

（22番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 杉原議員。

〔22番 杉原利明君 登壇〕

○22番（杉原利明君） 教育委員会議で考える材料とさせていただきたいという答弁でしたけれども、先ほども言いましたけど、これは平成22年3月30日の答申ということで、8年間ずっとこの状況を見ながら教育委員会議も開かれてきたところだと思うんですけども、もちろん御存じのとおりだと思いますけれども、当時の検討委員会では、一般的に望ましい学校の規模は1学級25人から30人の1学年2学級との意見を示されています。その後に、もちろん地域性のことも考えなければいけないということで、中学校区についてはこのたびは一旦置いときますという答弁でしたけれども、先ほど言いましたけども、ずっと人口も児童数も減ってきている中で、基本は児童の学びにおける一番望ましい状況を整えるというのが教育委員会だろうと思うんです。地域の声はもちろんわかりますけれども、子供たちにとって、三次市の今おる子供ではなくて、将来的にずっと続いていく子供たちへの教育に対して一番よい状況を整えていくと、そういうグランドデザインとかビジョンというのを示していくのが教育委員会ではないかなというように思っているんですけども、この当時から今日に至るまで、例えば中学校でいえば全部小規模校でありますし、12校中8校はずっと1学年1クラスの学校ということで、この答申が示されてからこの8年間ずっと、この検討委員会で示された適正な望ましい学校の規模というのは実現されていないというのが現実だろうというふうに思うわけです。

やはりメリットももちろんあるけれども、デメリットというのも当然この小規模校においてはあるわけで、こうやって見させていただきましても、今、小学校でいえば6校が完全複式と。

来年1校なくなるのは除いてですよ。さらに中学校でいえば、男女の比率が倍、半分違うところも2校出てきていますね。やはり小規模におけるデメリットとして、そういう男女比というの也被言われているとおりであつて、明確に出てきているような地域もあるのかなというように思ふわけですがけれども、22年に示された後、平成27年1月27日には文部科学省のほうが小・中学校の規模適正化の手引も出されていますし、平成29年3月31日には全国の都道府県及び市町村に対して行われた実態調査のアンケート結果ももちろん読んでいただいているとおりで思ふわけですが、もう一度お伺いしますけれども、もともとあつたのを、8年間たつて、まだこれから生かすというのではなくて、新たな文部科学省等の指針も出ておりますし、8年たつた今、この現状を考えながら、もう一回検討すべきではないのかなというように思ふわけですが、もう一度、御所見をお伺いいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 議員がおっしゃつておられますように、児童の学び、あるいは児童生徒の学びが大切だということをここは強調しておっしゃっていただいているように受けとめさせていただきます。御紹介いただきましたように、平成22年8月に教育委員会が示しております三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化に係る基本方針におきましては、適正化の検討をスタートしていく時期を、完全複式となつた時点を目安とするということといたしております。適正化に向けた基本的な方策といたしましては、画一的な統合案を提示するのではなく、行政、保護者及び住民が十分に議論を尽くし、共通の理解を深めながら結論を出していくということとしているところでもあります。

現在、完全複式の小学校もありますが、これらの小学校につきましても同様に考えているところでもあります。保護者や地域住民の皆様への丁寧な情報提供は当然ながら重要であると考えておまして、ふだん学校のほうとの協議も、そういう児童生徒数については丁寧に行っているところでもあります。

児童生徒数の減少は1つの重要な目安でございますが、児童生徒の確かな学びを実現するために必要な学校規模の適正化に重点を置いて、今後も保護者や地域の皆様と共通の理解を深めながら進めていきたいと考えているところでもあります。議員おっしゃっていただきました、繰り返しになりますが、児童生徒の学びという点で言いますと、主体的な学びであったり協働的な学びということが現在言われております。そういった確かな学びをしっかりと実現できるかどうかという点も踏まえながら、今後、保護者、地域の方、また学校状況を見て検討を進めてまいりたいと考えております。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 今の答弁で、次の質問の答えはまだしないということになるんだろうと

思うんですけれども、ぜひとも最低でも今後6年分ぐらいの各地域ごとの児童の将来推計を出していただいて、統合計画というのを私は早目に示していただきたいというふうに思ったんです。前回の答弁とか、恐らく今回の答弁を聞くに、行政側が地域と話し合っていて、地域の合意が得られたら議会へ提示するというような形をとられるんだろうというふうに思うんですけれども、私はその中に議会も入るべきだろうと、入らせていただきたいというふうに思っておりますので、そういった将来推計を公表していただいて、統合計画についても議論を進めていきたいと思うんですけれども、もう一度お考えをお伺いいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 人口推計にかかわりまして、これをしっかりと一緒に検討していきたいという思いを今、議員のほうからもいただいたところであります。教育委員会といたしましても、これまで5月1日というのが毎年児童生徒数が確定していく時期でありまして、これにかかわりましては、現在、推計としてのものを我々も持ち合わせながら、今後の学校の状況について把握をしていっているところでもございます。数値だけを追っていても、結果としてはいろいろ変動もあると思いますけれども、1つの目安にはしながら今後においても検討してまいりたいと考えておりますので、またこういう推計、あるいは児童生徒数の変化について、今、議員のほうからもおっしゃっていただいたような、必要であればそこを一緒に検討しながらということをおっしゃっていただいているわけでございますので、これまでも学校とは繰り返しこのことも行ってきております。そういった意味で、また議員のほうのお考えも、我々教育委員会の中で教育委員とともに検討いたしまして進めてみたいと思っております。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) ある廃校になった地域の方、当時その地域のリーダー的存在として、学校がなくならないように一生懸命、学校存続の運動をされた方がいらっしゃいました。やはり寄る時代の流れというか、少子化というのは止めようがないので、結局、今、廃校になり、そのまま学校自体は活用されず残っていますけれども、存続させるための運動に一生懸命力を使っている間に、気づいたら子供はおらんようになっていた。地域の力もその年月とともになくなっていて、その廃校の生かし方であったり、地域の盛り上げようという気力がなくなっていたという、これは三次市内の実体験で話をいただきました。

また、もう1個、広島県の教育へ高いところがかかわっていただいております方と話をしている際に、やはり似たような話の中で、廃校になるときに、今言ったように本当に児童もおらんようになって、地域でももうどうしようもないと言ってなくなっていった廃校と、まだ地域に元気があるうちに廃校を決めて、その地域としての廃校の活用であったり、子供たちと地域のかかわり方であったりというのを考えられるうちに廃校になったところでは、大きな差が出て

きておるといようなお話もしていただきました。やはり元気があるうちに考えないと、本当にこれは学校を維持できないよう、入学者がこの学年はおらんようになったというようなところから、ようやく地元とか保護者からも無理ですと言われるところまで待つのではなくて、私はやはり三次市としてしっかりとした地域とのつながりとかも含めた教育環境、子供たちにとっての一番のグランドデザインというのをぜひとも示していくべきではないかなというふうに思いますので、また引き続いて協議できればというふうに思っております。

財政推計という財政的な観点からだけでお答えいただきたいんですけども、財務部長にお伺いしますけれども、全ての学校の維持とか改築というのは、私は今後無理ではないのかなというように、財政的にだけ見たら、全校の更新時期が順次来た後、財政的に何校が三次市にとって適正であるというふうに考えられるか、何校更新可能であるというふうに考えられるかお伺いいたします。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) 財政面から学校数ということでの御質問でありますけれども、まずは教育について、教育は憲法にも権利、義務が定められております。本市としても重要施策と位置づけておりますので、財政的観点のみで論ずるものではないというふうに考えております。杉原議員はよく御存じだと思うんですけども、あえて財政面で申しますと、基礎自治体であります市立の小・中学校でありまして、その維持に係る経費につきましては、国民の教育を受ける権利を保障する義務を国が負っていることから、その費用を負担することとなっております。具体的に言いますと、市が負担をいたします経費は、普通交付税算定時の基準財政需要額に学校の数、学級の数、そして児童生徒数を基礎数値として算入がされております。平成30年度で申しますと、小学校22校分で約6億1,500万円、中学校12校分で約2億4,000万円が措置をされております。このように小・中学校の運営に必要な最低限の財源については、国が保障することとなっておりますし、実際に措置がされております。今後におきましても、財政的な面では学校運営に支障を来すことはないというふうに考えております。

また、これは維持費のほうなんですけれども、建築関係、大規模改修でありますとか、改築や新築などの投資的経費につきましても、基本的には国のほうが2分の1を負担し、残った部分については市債を借りることになりますけれども、少ないときもあるんですけど、おおむね90%を借りることができます。そういった財源措置が制度化されておまして、建築年次の市の負担については、最初の場合には事業費の約5%という負担になります。実質、市の負担につきましても、市債の借りた起債の償還ということになるんですけども、期間が義務教育債は25年間ということになっておまして、これは1つの例なんですけれども、青河小学校は平成6年度に建築をして、借り入れをして、現在も償還をしております。市内の小・中学校の建築年次なんですけれども、経過年数が4年のものから47年経過するものまでかなり幅があります。そういったものを仮に財政推計を行うとした場合には、仮定の条件を幾重にも重ねたすご



く長い期間の、25年、30年の非常に長い期間になりまして、精度も低くなりますし、そういったことから、推計をした上での適正学校数どうのこうのを判断するというにはならないというふうに考えます。

小・中学校の義務教育につきましては、さきに言いましたように、必要となる財政措置がとられるということもありますし、市としては重点施策であるということでもありますので、その上、重要度が高く、更新等についても、全体の投資的経費を調整した上で、優先的かつ計画的に進めることと実際にはなろうというふうに思いますので、冒頭に申しましたように、財政的な観点から適正規模を論ずるということにはならないというふうに考えております。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 今の説明を聞かせていただいて思うんですけども、これまた財政的には答えられんけど、聞きますよ。今の説明だと、別に給食調理場も現状、全て維持することも長期的に見て負担にならんということではないんですか。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) 先ほど説明したんですけども、学校につきましては、学校が1校あることに対して、年間で900万から1,000万近いような基準財政需要額が措置されますけれども、じゃ、給食センターにつきましては、各学校に全てしたとした場合に増高があるというか、措置があるかといったら全くありません。全て市が負担することになりますので、小・中学校の校舎、屋内運動場と調理場については、交付税を算定する上では全く違う措置ということになりますので、そういった面からも、財政的な面からだけで申しますと、調理場、保育所もなんですけれども、数が少ないほうが財政的な負担については有利になるということになります。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) もちろん財政的なことだけで学校の運営というのは論じられないとは思いますが、さっきのお話にちょっと戻りますけれども、小規模校ということはやはり加配等もしていけないと、習熟度別の授業等もしていくこともなかなか難しいのかなというふうに思いますし、小規模校になれば教師の方がもちろん配置が少なくなると。そうするとやっぱり教師の方の負担、やる業務がいっぱい出とるけえ、よくいろんな議員さんが質問されることもありますけれども、業務が多過ぎて仕事がすごく偏っていくのではないかとということもありますし、そういった先生がすごく忙しい中で運営されている学校でおる子供らがどういった課題とかがあるのかとか、そういったことも含めて、ぜひとも、さっきも言いましたけれども、地元が統合してくださいというのではなくて、全体的に見て、総合的に見て、教育委員会と市

長も今、総合教育会議のほうに出られていると思いますので、やはり大所高所からいろいろ議論していただきたいというふうに思います。

給食調理場の場所についてですけれども、今、酒屋と明示をされていらっしゃるけれども、私は四拾貫がいいのではないかという、以前もこの議場で言わせていただいたことがあります。センター方式をするのであれば、私はいずれは三次市全ての学校をこのセンターから運んでいくほうがいいだろうというふうに思います。税の公平性からも、旧三次市と旧三次市でないところを分けるのではなくて、やはり同じ負担の中でやっていくということであれば、私はセンター化するんだったら1つがいいのではないかというふうに思っているんですけれども、そうすると私は域内全て、甲奴から吉舎、三良坂とか三和とか作木、君田とか布野とかも全部ひっくるめて三次東インターのそばが一番効率的に短時間で運んでいけるというようなところもあるので、四拾貫がいいのではないかというふうに思うんですけれども、お考えをお伺いいたします。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 長田教育次長。

[教育次長 長田瑞昭君 登壇]

○教育次長(長田瑞昭君) 新調理場の場所についてでございます。3月にお示しした三次市学校給食調理場再編基本計画案にもありますけれども、大規模校が集中する市内中心部で、付近に大きな河川がなく、水害、土砂災害リスクが低いと想定されることなど、総合的に勘案し、東酒屋地区を適地として検討しているところです。これにつきましては、現段階で決まっているというものではありませんで、あくまでも適地として検討しているところでございます。議員の御提案につきましては、御意見として承らせていただきます。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 今おっしゃられた土砂災害がないとか近くに河川がないとか、四拾貫も私は当てはまるというふうに思いますので、検討していただきたいと。

2番に移りますけれども、大規模に被災した際の対応拠点についてということで、先般、11月27日の全員協議会の中で、酒屋地区災害時対応拠点基本構想というのが、3年間の実施計画の中に新規事業として出ていましたけれども、これはどういったものなのか、その構想の内容についてお伺いいたします。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) 酒屋地区の災害時の対応拠点、この基本構想についての御質問でございますが、先般11月27日に議会のほうにもお示しをいたしました実施計画の中に、こういった基本構想を立てていこうということをお示ししたわけでございますが、この背景とございますか、

内容でございますが、まずは酒屋地区につきましては、災害拠点病院である三次中央病院、これを有しているというのが非常に大きなといいますか、優位性であろうかというふうに思いますし、高台に酒屋地区がございますので、豪雨の際に河川の氾濫による浸水の可能性もないというふうには捉えております。また、高速道路のインターチェンジにも近く、運動広場、陸上競技会、野球場などといった広いスペースを有している既存の施設もございます。こういったことから、大規模災害、あるいは災害後の対応が長期化した場合の避難と対応拠点として適しているというふうに考えております。こういったことは、これまでも災害対策本部の総括でもお示ししておりますが、大規模災害に備えていく、そういったためのものでもございます。

また、避難に当たりましては、避難経路となる道路が複数あること、みよし運動公園や三次中央病院などに相当数の駐車場が確保されていること、今朝ほどの助木議員の御質問の中でもお答えいたしました、来年にも整備をいたしますので、約1,500台ということもお答えしておりますし、そのほか遊休スペースもございますので、駐車場としては相当数なものが確保できるというふうに思っております。さらに避難所として、みよし運動公園の屋内テニスコートや野球場、地下多目的スペースなどがございますが、こういったことが活用できる、そういった既存施設を有効に活用することで、災害時の拠点としての対応が可能である、こういったことを考えております。

そういった中で、災害が広域化、あるいは長期化した場合に、一時的な避難や対応は各地域の避難場所や拠点となる場所に対応していく上で、酒屋地域を核とした広域的な災害時対応拠点としていこうというものでございます。このため、既に整備をされているインフラを活用しながら、災害時の避難拠点として必要な要素、例えば水でありますとか電気でありますとかトイレなどのこういった避難所の機能、さらには避難経路の確保について検討していくことが必要だろうというふうにも考えております。

その上で、大規模、あるいは広域的な災害対応拠点としての食料や資材の備蓄を始め、物資輸送の経路、各地域の対応拠点との機能的な連携、それから国や県、さらには自衛隊などの関係機関、団体とのそれぞれの対応拠点との効果的な連携、こういったことをどうしていくのか、そういったことを含めまして調査研究し、基本構想としてまとめていこうというものでございます。こういった酒屋地域を災害時の拠点としていこうという考えにつきましては、このたび議案としてお出しをいたしております総合計画、この中にもお示しをさせていただいているところでございます。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 私自身も中長期的な災害に被災した際の対応拠点というのはどこかに設置してべきだろうというふうに思っておりましたし、基本構想を定めていくというのはすばらしいことだと思うんですけども、ただ、先ほどの給食調理場と同じで、私は四拾貫のカルチャーセンターのほうがいいのではないかというふうに思っていたわけですけども、これも

酒屋と明示、字で書かれているわけですがけれども、この拠点基本構想を策定していく上で、候補地もあわせて検討項目に私は入れていくべきではないかというふうに考えるんですけれども、恐らくプロ等の意見も聞きながら、この基本構想をつくれるんだと思うんですけれども、そういうプロの目から見ての場所の策定もあわせてしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) 御指摘のございました四拾貫を始め、適地の候補の選定、そういったことも協議をしてはということでございますが、大規模災害、これはいつ起きるかわからないということで、その候補地、適地、そういったものについては可能な限り早期に決めていくべきだという考えもございますし、何を言いましても、酒屋地域には災害の拠点病院である三次中央病院、これがあるというのが本当に大きな優位性であるというふうに思っております。そういったことから、災害時の対応拠点として適切という判断をして、総合計画の中にも、もちろん議案で案でございますが、酒屋地域というのをお示しいたしております。

それから、みよし運動公園、こういったところは市の所有の施設でございますので、活用方法の検討についても市の判断で柔軟に対応できる、こういった既存施設の活用という面からも優位性があるかと思えます。さらにみよし運動公園は、三次市地域防災計画でございますが、三次市の計画の中では大規模災害時における救援物資輸送拠点として位置づけているというところもあります。県のほうでは、県立みよし公園を広島県の地域防災計画において、大規模災害時における県内7カ所の救援物資拠点、その北部の拠点としてこの県立みよし公園を位置づけておりますので、大規模災害時には救援物資の輸送を県と役割分担の上で連携、協力して対応していく、こういったこともできておりますので、こういった状況の中で、大規模災害の対応拠点とすれば酒屋地区を核としていくことが適切であるというふうに考えているところでございます。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 当然、運動公園は市の所有で、県立みよし公園は県の管理ですがけれども、私は今、中央病院があるからこそ、フリーゾーンに酒屋をしておくべきではないかなというのが私の考えのうちの1つです。今日午前中にオーバーツーリズムという話がありましたけれども、災害拠点となったら、恐らくあこの駐車場のことも言われましたけれども、県内外から相当数の消防車両であったり自衛隊の車両、そして警察車両、またボランティアの方も、これは後で聞きますけれども、ボランティアの受け入れ態勢とか運営についてはどこで本部を開設されるのかも後で一緒に答弁いただきたいんですけれども、あそこにありとあらゆるものを集中させるというのが、かえって私は中央病院等の不便にならんかなということも思います。

カルチャーセンターのほうがいいなと思う1つに、既にある既存インフラと言われましたけれども、アリーナがあるんですね。三次の酒屋の運動公園にはアリーナがないということで、屋根があるところでテニスコートがありますけれども、やはり地べたでありますし、カルチャーセンターのアリーナはもちろんシャワーもありますし、その隣にはプールがあります。あちらにもシャワーがありますし、何かあったときには、飲み水にはもちろん使えませんけれども、排水やら何にでも、プールの水というのも一定期間使うことができるのではないかというふうに思います。中長期的な避難をする際に、私はアリーナ的なものが必要なのではないかなというふうに思うんです。工業団地のところの酒屋体育館だとシャワーがありませんので、やはり不便をかけるのかなというようにも思って、先ほど中央病院のところは私はフリーゾーンにするべきだというふうに言いましたけれども、もう一方、もちろん災害拠点病院としての一面もありますけれども、三次市で最も外貨を稼ぐエリア、三次市で最も人が訪れているエリアということで、近ごろの災害を見るに、全てが全市的なダメージを受けるということはかなり少ないだろうと。ある一定の1つの地域が、土砂災害とか水害に遭うと。そのほかのところは、広島とか見ても日常的な生活ができています。そういったときに、私はあこに今言ったような車両で駐車場がごった返すとか、例えば人がテントを張ってずっと住んでおるとかということではなくて、やはり外貨はしっかり稼ぐスポーツのまち三次としての機能はしっかり維持していけると、そういった機能を持たせながら、もちろん被災された方はしっかり救っていくという考えを私は思うんです。今言ったように、三次市の経済活動を続けていく上で、最も僕はロストが少ないのが四拾貫、カルチャーセンター、県の施設でもありますというふうに思うので、ぜひとも場所の選定というの、プロにもあわせて、いろんな側面から私は考えていくべではないのかなというふうに思うんですけれども、もう一回、お考えに変化はないか伺います。ボランティアセンターのところで開設される予定なのか伺いたします。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) 議員から参考となる御指摘もいただきました。ただ、非常時に何を優先するのか、経済活動なのか市民の皆さんの生活なのか、そういったこと、あるいは広域的、あるいは大規模、その程度にもよりますし、やはり市民の皆さんの命を守る、これを一番に考えておりますから、そういった面では災害時の拠点病院である中央病院、こちらを活用する。その近くにあるのが優位性があるというふうに思っておりますし、そのほかにも例えば本当の意味で大規模になった場合には、東酒屋には平地というか、グラウンドを含めて、予備的に車をとめるところもかなりございますので、そういった優位性もございますし、何よりも市の施設でございますので、大規模災害になったときに県立の施設というのは、県のほうが、先ほど申しましたように、県の地域防災計画の中でも位置づけておるので、しかも北部全体の輸送拠点ということもございますので、こういった活用をされるか、そういったところは県と、非常に厳しいというか、非常時でありますので、やりとりもあろうかと思いますが、東酒屋にあるの

は市の施設でございますので、市のほうで融通、柔軟性に使える、そういった面もあって、東酒屋が一番適地だろうというふうに思っておるのでございます。四拾貫を否定するものではございませんが、病院でありますとか、既存の施設のところをどうかということになると、やはりそれは優先順位からすれば、非常に酒屋に比べれば下がってくるという考えを持ちまして、総合計画の案の中にも酒屋地区を核とした災害時の拠点施設の整備、こういったものを掲載させていただいているところでございますので、私どもとすれば酒屋地区が適地であると、そういう考えに変化はございません。

ボランティアセンターでございますが、これは広域的、あるいは大規模災害の程度にもよりますので、基本的には社会福祉協議会を中心というものが、いろんな他の自治体のケースでございますが、大規模になったときにはどうしていくのか、そういったところも含めて、今後の大規模災害時の総括の中で、ボランティアのところもしっかり検討していかなければいけないというふうに思います。現在、大規模災害、広域災害のときのボランティアセンターをどこにするかというのをまだ決めかねておりますし、まだまだ検討が不十分であろうかと思っておりますので、この場でどこということは、申しわけございませんが、お答えができない状況でございます。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 市の所有と県の所有がありますけれども、大規模災害時に県の施設だからといってそこに弊害が出るようであれば、私はこれは大きな問題だと思いますし、もちろん市民の命を守るというのは当然一番ですけれども、それが私は四拾貫で守られないとはやはり思えない、守られるというふうに思うんですね。今言ったように、中央病院が近くにあるというのももちろんですが、四拾貫とそこまで遠いとも私は思いませんし、むしろ通路を本当に交通を渋滞させないというほうが私は絶対にいいと、あえて私はもう一回言わせていただいて次の質問に行きますけれども、だから、防災機能を持つ調理場というのもあわせて四拾貫のほうの地域へ建設したほうが将来的に私は絶対いいというふうに思います。さっきも言いましたけど、全ての地域が被災するということは、私は絶対ないと。今言っていたように、一番安全な地域を酒屋と捉えられるんだとしたら、酒屋は三次市が大災害に遭ったときに被災していないということですから、私は地域は絶対に経済活動であったり、子供たちの遊ぶ場であったり、スポーツをする場であってほしいというふうにもう一回言って、次の質問に移ります。

このたび、7月の豪雨災害のときに、SNS等で避難されている状況というのを見る機会があったんですけれども、何カ所か避難所を見ておったら、避難所ホールに逃げられた方が、そのまま1階の地面と面のホールで寝られているというケースがあったと思うんですけれども、浸水可能性のある地域で1階のホールで寝るといのは、私は問題があるのではないかとこのように思っています。自宅の2階に垂直避難したほうが水につかる可能性というのも低いですし、そこら辺、三次市としてはどのように考えられておるのかというのを伺いたいと思

ます。避難所の運営について、三次市としてルールを決めたり、自主防災組織へ指導すべきことは指導していくべきではないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 避難所の運営についてということでございますけれども、災害が発生したときに一番大切なことは、やはり命を守るという、その行動をとることが一番重要です。避難行動はそのための1つの手段でございます。しかしながら、状況によっては避難することがかえって危険で、外に出るよりは家の中で安全な場所へ移動するほうが安全な場合もありますので、あるいは市や自主防災組織が開設する避難場所へ避難するより自宅近くに避難できる安全な場所があれば、まずはそこへ避難することも命を守る行動へつながるといふふうに考えております。

御質問のように、避難するとき高い場所から低い場所に移動すると、こういう場合も想定されますけれども、これを含めているんなケースが個々に想定はされます。今回の災害におきましては、特に課題として捉えている大規模災害に向けた避難所のあり方、これについては開設や運営について市からまずひな形を示させていただいて、それぞれの自主防災組織において、それをもとにマニュアルを作成していただくようお願いをする考えでございます。そのとき自主防災組織によりまして、状況が異なりますので、個々の運営ルールはマニュアルを作成する過程において、私どもと一緒に、自主防災組織と皆さんと一緒に協議をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) この前の全協で示していただいた、災害を受けてのこれからの、基幹避難所も変えていったり変えなかったりというところのリストが出ていましたけれども、そのままの地域でとなっているところで、1階にホールがある地域のままで、浸水区域のところもそのまま残っていますけれども、今回の災害を受けて新たに基幹避難所として明示されたものの中に、浸水区域で地面と面のホールのところとなっているわけですね。同僚議員も言いましたけれども、この前、総務常任委員会で佐用町というところへ視察に行っていました。平成21年に18名が亡くなって、今、2名がいまだ流されたままというところですけども、やはり経験者として、逃げられると思っただけでも、やっぱりあつという間で何もできなかったというふうに、逃げるのが全然できなかったというふうにおっしゃられたんですけども、避難所へ避難させて、決壊しそうになったら上に上がればいいやと思われていても、私は実際にもし決壊なり水死することがあったら、何もできなかったということが後で出てくる可能性があるというふうに思うので、本当に用心してやっとなかないと、市が指定したところへ避難して、もし住民の方が亡くなるなりしたら、本当にもうこれは全国的な恥をかくようなものです

し、ぜひともこれもプロの方とかの意見を伺ったりしながら、ちゃんとした避難所の運営ルールというのは、場所も含めて、市から自主防災組織と話し合っただけで決めてもいいけれども、ほんまに安全性が確保できるのかどうかというのをもう一回真剣に見ていただきたいということを、これは要望して終わりますので、検討のほうよろしくお願ひいたします。

続いて、4番ですけれども、IT企業など地方オフィスの誘致についてということで、3回目の一般質問になろうかと思ひます。6月定例会でも言ひましたけれども、私はIT系サテライトオフィスの誘致に向けて、今年、チャレンジ・里山ワーク拡大事業というのを広島県と各県内6市町がタッグを組みながらやりよつてんですけれども、来年度は三次市から願ひして私はこのメンバーに入るべきだというふうに思ひますけれども、実施計画にはなかつたんですけど、追記していただひて、ぜひとも県と一緒に行動してほしひと思ひますけれども、お考えをお願ひいたします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求めらる)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) いわゆるサテライトオフィス、地方オフィスの誘致ということであります。現在、企業誘致等については、とりわけ広島県と連携を日ごろから密にして企業誘致等を行つておるところでございます。現在、一度御答弁も申し上げておりますけども、広島県のいわゆる地方オフィスの誘致の制度というのがあるわけでございます。平成28年度に県のほうにおいて、地方オフィス誘致の制度がつくられたわけであります。本市におきまして、この県の制度に沿つた形で、昨年度、平成29年4月1日からということになりますけれども、新たな制度を整えたということになります。この制度でもつて、県内のトップクラスの優遇制度というフレーズで、広島県とともに具体的に企業訪問活動を行つておるところであります。その事業名については、三次市オフィスビジネス系事業所の設置奨励制度でございます。空きオフィス等の民間施設、民間物件等への情報サービス業等の企業誘致活動に取り組んでおるところでございます。

現在、企業からの引き合いが具体的にございまして、交渉をしておる案件があるところがございます。いわゆる民間の遊休施設の企業誘致等につきましては、市、あるいは県のホームページ等で情報発信をしておりますけれども、具体的には三次市インターチェンジ付近への企業進出に至つたケースもございまして、さらには、君田町において、企業が市所有でございまして旧君田農園をフルーツ栽培の研究拠点施設として事業展開するに至つたケース等、相手に限らず企業誘致に具体的に取り組んでおるといった状況でございます。

このサテライトオフィス等の誘致につきましては、さまざまな企業や広島県と意見交換をしておるところでございますけども、まず、企業が地方にオフィスを設けるといつた際の判断材料として、第1点目について考えられるのは、やはり企業誘致の優遇制度の内容といつたことになろうかと思ひます。次に人材の確保、それから移住者の住みやすさであるというふうになつておるところでございます。本市の場合には、県内トップクラスの優遇制度、それから本市



の利便性、あるいは拠点性といったことをしっかりアピールする中で、広島県と引き続き連携をした上で、幅広く誘致活動に取り組んで企業ニーズに対応していくといったことが有効であろうというふうに考えておるところでございます。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 多分、思っていたようなことと私が質問しよることのずれが出ているんだらうと思うんですけども、例えば12月5日の中国新聞に、この前、安芸高田市が、この県のチャレンジ・里山ワーク拡大事業に加盟している市ですけども、あしたのチームというところをこの県とのサテライトオフィスの事業で誘致に成功されました。2つ誘致に成功されましたね。12月5日の中国新聞です。この前、総務常任委員会で、これも徳島県の三好市のほうへ視察へ行ってきて、サテライトオフィスの誘致ということで研修を受けさせていただいたんですけども、御存じかとは思いますが、徳島県は神山町を始め、全国で有数のIT企業の誘致、サテライトオフィス誘致の先進地ですけども、まさにこの三好市のサテライトオフィス第1号がこのたび安芸高田市へ支店をオープンされました。株式会社あしたのチームというIT会社、IT企業ですけども、三好市において言っていたのが、その後、この平成25年間から5年間で、今、徳島県の三好市は6社、そういったサテライトオフィスの誘致に成功しているわけですけども、そのほとんどはこの株式会社あしたのチームというところからの口コミで、企業が、サテライトオフィスが来ていただいたということで、やっぱりこういうのは御縁がないとなかなか広がっていかないというお話もいただいておりますし、この株式会社あしたのチームというところとコンサルティング契約を結んで、この5年間で300社ぐらい参加していただいて、東京で3会場であったり、大阪で2会場、プラス地方都市というような形で、年6回ぐらい、大都市でサテライトオフィスの誘致セミナー等も実施するのも、ただダイレクトメールを送ったりしても誰も来てくれませんよと。やはりそういった口づて、今、実際に来てくれている人が、ほんまにこの三好市というところはええところじゃという、今言っちゃったように、優遇制度もすごくいいし、活気もあるしとかいうような、そういったことが本当に大事だと。

それは後に和歌山市でも、内容は違いますけれども、やっぱり御縁とか、そういったリーダーに出会わんといけんというようなお話もちょうどいただいたところで、今言っちゃったように、引き合いとかは来ていると言いますが、安芸高田市は実際に事業が4月に始まって、この12月、8カ月の間に2企業をこのIT企業の誘致に県とやって成功されている実例というものもありますし、三好市として、以前から言うんですけども、今年の3月に総合計画の見直しに関してアンケートをとられております。その前のときもアンケートをとられてるし、第1次のみよし百年物語をつくっているときも、もちろんアンケートをとられてるんですけども、やっぱり中高生が三好市に働く、住み続けたいが難しいというような意見もある中の上位というのは、自分を生かせる仕事がないとか、そういったことが中高生でいったら3位です

よ。31%の子が、自分を生かす仕事が少ないから住みたくない、住み続けたいが難しい、どちらかといえば住みたくない、住みたくないというようなことで、やっぱり仕事の職種というのも僕は広げていかないといけないと思うんです。今、三次市でIT的な仕事につこうと思ったら、ほとんど個人事業主の方、もしくは自分で起業するしかないような状況だろうと私は思っていますけれども、やっぱり子供たちに新たな中高生とかに選択肢を増やすという意味でも、私はこういったIT系のサテライトオフィスの誘致というのはぜひともやっていただきたい。

これ、じゃけん、1次の総合計画をつくるときも、第2次総合計画をつくった平成26年も、このたびもアンケートでずっと出ているんですよ。まとめられている中にも書かれている。課題として、満足度は低いけれども、要求が高いところとして、そういった仕事の職種を増やしてほしいというようなところがあるのに、そういった課題にぜひとも対応していかなければいけないというところに気づいていただきたいんですけども、ぜひとも今からでも参加していただきたいと思いますけれども、もう一度お考えをお伺いいたします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) IT企業等の地方オフィスの誘致ということにつきましては、やはり議員がおっしゃいますように、本市におきましても企業誘致の一環として大変重要であるというふうに認識しておるところでございます。また、議員がおっしゃいますように、四国徳山の事例におきましても、やはり地域における地道な取組の中で、10年あるいは20年のスパンの中で、そういった企業誘致の取組といったことを進めておられるというふうに聞いております。その地域に住んでいくということの前提の中で、全体的な例えば子育ての取組、あるいは医療福祉の施設、制度といったようなことが、他の自治体よりも誇るといったことも含めて、総合的に御判断をいただいているということの結果でなかろうかというふうに考えております。したがって、本市におきましても、引き続き広島県と連携をとりながら、いろんな情報の発信といったことを引き続き続けていながら、特に民間の施設で遊休の施設等もございます。また、引き合いによっては、市の遊休施設についても、御相談があればそこらあたりもしっかり対応していきたいというふうに考えているところでございます。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 県と組むからこそ、チャレンジ・里山ワーク拡大事業に参加してほしいというのと、先ほどの三好市の例ですけれども、IT企業サテライトオフィスを誘致して地元雇用が32人生まれていますけれども、平均年齢が23歳だそうです。若い子が今ないところの仕事、職種にぜひともついていただいて、三次市に残っていただきたいと私は思います。有効求人倍率が高い中の大きな要因の1つは、私は仕事の職種のミスマッチというものもあると思いま

す。三次に今ない新しい仕事を、ぜひとも広島県と一緒にあって、この事業に参加して誘致していただいて、残りたくても難しいと言っている中高生が今後三次市に残っていただけるような広い視野を持って、行動していただきたいというふうに思います。

最後は、今年のパワーワードで締めたいと思います。やらなきゃ意味ないよということで、御清聴ありがとうございました。

○議長（小田伸次君） この際、しばらく休憩いたします。再開は15時30分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 3時20分——

——再開 午後 3時30分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（小田伸次君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（7番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 横光議員。

〔7番 横光春市君 登壇〕

○7番（横光春市君） 真正会の横光春市でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

今日最後の質問でございまして、皆さん、お疲れでございますので、温かい御答弁をいただければ疲れも吹っ飛ぶのではないだろうかというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

最初は、社会教育の推進についてでございますが、三次市教育委員会組織規則の事務文書を見てみますと、社会教育の推進に関する事、生涯学習に関する事の記述があります。そこで主要事業の成果に関する説明書を見てみますと、生涯学習については幾分かの記述がありましたが、それぞれどのような業務をされているのか、主要事業の成果に関する説明書を見ても、社会教育と生涯学習について私の心の中にずっと入ってくるようなところがないのでございますが、それぞれどのように捉えておられるのかお伺いいたします。

（教育長 松村智由君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 松村教育長。

〔教育長 松村智由君 登壇〕

○教育長（松村智由君） 横光議員のほうから、社会教育と生涯学習について問いをいただいているところでありますけれども、生涯学習、そして社会教育という少し概念的な話にもなりますが、説明をさせていただきたいと思います。生涯学習は、生涯学習振興法というもので定めておりまして、生涯に行うあらゆる学習を包括するものであります。一人一人が自己を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、あらゆる時期に行われる学習活動と認識しているところであります。また、社会教育というものにつきましては、社会教育法で規定をなされているものでありまして、学校教育法に基づき、学校の教育過程として行われる教育活動を除いて、主として

青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動というふうに既定されております。すなわち社会教育は、学校教育や家庭教育と同様に、生涯学習を推進する上での重要な要素の1つでございます。そのような捉えの中で、三次市のほうも生涯学習、社会教育ということを実践いたしているところであります。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) 私は、生涯学習はみずから学ぶ活動というふうに捉えておりますし、もちろん教育行政からの助言や教育委員からの助言や指導というものはあると考えておりますし、社会教育は行政として市民の皆さんへ啓発しなければならないことというふうに捉えております。例えば家庭教育もその1つと思っております。文化と学びの課として社会教育の振興に努めていただいているというふうに思いますが、三次市行政が社会教育として市民の皆さんに啓発したいこと、啓発しなければならないことがあるというふうに私は思っておりますが、どのようなことをどのように啓発されているのかお伺いいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 議員のおっしゃいますように、社会教育の中には、家庭、学校、地域の連携のことであったり、あるいは、さらに申し上げますと、現代的、あるいは社会的な課題ということが挙げられるものであります。本市において、社会教育において市民に啓発すべき点ということでお尋ねをいただいておりますけども、先ほど申し上げましたように、現代的課題、社会的課題が重要な要素でございます。昨今では、議員も今おっしゃってくださいましたように、学校と地域、家庭を取り巻く環境の複雑化が進んでおりまして、また、地域においてもそれぞれの実態により課題が異なるため、ニーズに合わせた状況を提供できるよう関係部局と連携を図っていつているところであります。現在、市民の皆様に各種講座の情報や社会教育施設の活用、さらには出前講座、講演会等を通じた学習機会の提供を広報、実施しているところであります。さらに今後におきましても、より活用しやすく学習機会を選択できる仕組みというものも工夫をしながら行ってまいりたいと考えております。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) 主要施策の成果に関する説明書を見てみますと、学ぶ気持ちを応援する生涯学習の推進という項目があります。社会教育という項目は見当たりません。先ほども申しました生涯学習の推進の中を見ると、児童生徒や図書館のことは記載してありますが、それのみ取り組んでおられるのか。政治に対しての生涯学習の取組はどのようになっているのかお伺いしたいと思いますし、また、社会教育は、三次市教育委員会として三次市民、学校を卒業し

での青年期、子育ての世代、壮年期、高齢者というように年代別に伝えなければならないこと、啓発しなければならないということがあろうというふうに私は思っております。教育委員会としてどのような活動、どのような取組をされているのか、生涯学習と社会教育に分けてそれぞれお答えをいただきたいというふうに思います。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 生涯学習と社会教育に分けて説明をということで、今お尋ねをいただいたところであります。生涯学習、社会教育に分けて考えていくときに、現代的課題と社会的課題というのが社会教育であるということを先ほど御説明を申し上げました。例えば家庭教育におきましては、現在、出前講座として、親の力ということで学び合う学習プログラムというのを開催いたしております。これにつきましては、特に活用いただいているのが各小・中学校PTAの活動の中で、研修等でも行うよう派遣をいたしているところであります。同様に、「みよしなるほど!出前講座」というのは、これは市としてそれぞれの地域へ出向いて行って行っている講座でもあります。また、「輝くあなた」とか歴史塾とかジュニアチャレンジとか、こういう成人を対象としたもの、あるいは成人と子供を対象としたもの、さらには子供と保護者を対象にしたものというように位置づけて、それぞれの講座も行っております。このように社会教育ということになりますと、それぞれの課題に応じたものを提供してまいりたいと考え、実施しているところであります。

また、生涯学習という面でありますけれども、現在、市内の7つのコミュニティセンターにおきまして155の講座をもって実施していただいております。その中には、例えば俳句会であったり、さらにはグラウンドゴルフ同好会であったり、文化の面、あるいは生涯スポーツの面というふうに、それぞれの工夫を凝らして集まって実施もされておりますし、また、それを発表していく場として、文化連盟が行います文化芸能発表の大会なども本市においても行っているところであります。このように、生涯学習、社会教育におきまして、それぞれの地域の力、あるいは皆さんの力をおかりする中で、市のほうも行政といたしましても、社会教育、生涯学習へ力を入れて行ってまいります。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) 大体わかりましたけども、市の条例では、社会教育委員条例と、第3条の委員の職務について書かれておりました。委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、次の職務を行うとして、第3条第1項第1号では、社会教育に関する諸計画を立案すること、同条第2項では、社会教育委員は教育委員会の会議に出席して、社会教育に関し意見を述べることができる、同条第3項では、市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教

育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができるとうたっております。そこでお伺いをいたしますが、社会教育委員の皆さんはどのような計画を立案されたのか、また、教育委員会に出席されて、社会教育に関して意見を述べられたのか、お伺いをいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 社会教育委員にかかわって御質問いただいております。社会教育委員の職務につきましては、今、議員のほうからも御紹介いただきましたように、社会教育法に定められておりまして、本市でも条例に、社会教育に関し教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画を立案、また、会議の開催と教育委員会の諮問に応じ意見を述べる、調査研究を行うなどを定めているところでもございます。市民の意向を行政につなぐという意味におきましては、社会教育委員は行政と市民のパイプ役という大切な役割を担っていただいております。

本市においては、平成26年度以降、以来、家庭の教育力向上に向けた計画を立案、実施いただいているところでもございます。平成26年度には、市内の小学校3年と中学校2年生の保護者を対象といたしまして、子育てで特に家庭教育を充実させるためにはどのようなことが必要だと思いかといった社会環境についてや、挨拶をしますかといった生活環境についてのアンケート調査を実施いただき、翌年度にはアンケートを分析して、家庭の教育力向上に向けての提言や三次の子育て5カ条を作成いただいたところでもあります。平成28年度には、提言を具体化するための先進地の視察、教育委員会、職員とともにこれを行いまして、平成29年度からは我が家の1カ条の募集も行って、本年に至っているところでもございます。

また、家庭教育に関する研修会を設け、保護者や民生・児童委員などに参加いただき、横の連携も深めていただいております。また、教育委員会への会議への出席についてでございますけれども、今年度は11月26日に教育委員との意見交換を行ったところであります。内容は、三次市子どもの未来応援宣言にかかわる教育委員会の施策について、家庭教育の面から地域の人が親の相談に乗れる場が必要である、また、親の悩みを聞いて、一緒に子育てに取り組む取組があればよいといったような御意見も頂戴をいたし、これから教育委員会の中でも検討を進めてまいろうとしているところでございます。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) お伺いしますと、家庭教育というか、子育て中心の事業であろうというふうにお伺いをさせていただきました。市の職員を配置しておりました公民館活動がなくなって久しいところでもあります。全国的な社会の動きかもしれません。教育委員会としては、社会教育の推進をする上で、私は全市的に行う上では難しさがあるのではないだろうかというふうに思っているわけでございます。近年、青年会の活動ということも見ることはありません。青年

会活動は、青年がみずからの力で地域の将来を語り、リーダーとなり、青年会活動を企画運営することによって、次の世代の地域を支える人材を育てることができる活動であるというふうにも考えております。また、核家族が進み、祖父母、父母、子供、3世代の家族で生活世帯が少ない今日だからこそ、社会教育で、学校を卒業した後の青年教育、母親の学級や家庭教育に取り組みなくてはならないというふうに考えております。

学校では、児童生徒の生活習慣を調査して、児童生徒が健康で学校生活ができるよう、学力の向上をするように努力をされております。学校現場でやらなければならないことかもしれませんが、本来、家庭において、子育て中の親に対して祖父母からの助言や協力、あるいは社会教育の推進において一生懸命にそういうことをやっていけば、学校現場の負担は少なくなるのではないのでしょうか。私は社会教育の推進に陰りが見え、家庭教育がおろそかになっている面があると思いますし、社会生活の中で心の痛む出来事もよく報道されております。偏った見方かもしれませんが、社会教育を推進していれば、少しでも心豊かな生活ができるのではないかというふうに考えております。教育委員会としては、社会教育に力を入れていただきたい、そのように思いますし、市長部局におかれましても、教育行政の一翼を担われているというふうに思っておりますので、社会教育の推進に重ねて重きを置いていただきたいと要望し、次の質問に入りたいと思います。

健康で暮らすこと、何歳になっても健康でありたいというのは、市民誰もが望んでおり、三次市も「いきいき健康日本一のまち」を掲げて事業を推進されているところであります。そのような中で、健康づくりと地域の拠点性を含め、甲奴町へ「ゆげんき」を建設され、多くの皆さんが利用されていると思います。4月28日にオープンされ、7カ月余り経過しておりますが、現在までの利用状況はどのように推移しているのか気になるところでもあります。三次市民の利用者数と三次市民以外の利用者数はどのように推移しているのかお伺いいたします。

(福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 森本福祉保健部長。

[福祉保健部長 森本 純君 登壇]

○福祉保健部長(森本 純君) 「ゆげんき」の利用者数のお尋ねでございます。11月末現在の利用者数は、約3万9,000人となっております。利用者がどちらからいらっしゃったのかという部分のお尋ねでございますけども、「ゆげんき」につきましては、広く市内外から利用に供することをコンセプトにしております、利用料に駐車券は付してございませんので、分けの集計はいたしておりません。ただ、この夏に実施いたしました利用者のアンケートでございますけども、三次市内からの利用者は、甲奴町、吉舎町を中心に約50%、それから府中市、福山市、尾道市など県内からの御利用が約40%、また、広島県外からの利用も10%いらっしゃいまして、やまなみ海道沿線市町など広域からおいでいただいております。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番（横光春市君） わかりました。ありがとうございます。利用状況というのは大体わかったわけですが、「ゆげんき」を中心として、みよしウエルネスプログラムによって健康寿命の延伸、運動する人、生活習慣病予防、医療費の抑制削減ということにつながってくるというふうに思っております。三次市のめざす「いきいき健康日本一のまち」に近づけるために、会員を募集されていますが、会員は今どれぐらい加入され、活動されており、どのような効果があらわれているのかお伺いいたします。

（福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 森本福祉保健部長。

〔福祉保健部長 森本 純君 登壇〕

○福祉保健部長（森本 純君） 同じく11月末現在ということでお答えいたしますけども、みよしウエルネスプログラムの会員数は現在234人となっております。みよしウエルネスプログラム会員は、「ゆげんき」の会員、これを兼ねてございますので、「ゆげんき」がある甲奴町の方が多く加入していらっしゃいます。そして、その効果でございますけども、みよしウエルネスプログラムでは、まず自分の体の状態を知り、また、日ごろの自分の活動状況を知ingことを健康づくりのきっかけとしていただくこととして、会員皆様に活動量計をお配りし、常時持ち歩くこと、定期的にサーバーにデータを送信することをお願いしてございます。これまでサーバーに登録された会員の活動量データを見てみますと、月を追うごとに1日当たりの平均歩数が上昇している状況で、まずは知ることによって自分の行動につなげていこうというこのプログラムの意図の浸透が進んでおるものというふうに捉えております。今後の健康増進への効果が期待されるところでございます。

（7番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 横光議員。

〔7番 横光春市君 登壇〕

○7番（横光春市君） 私は健康づくりに大変よい活動だというふうに思っております。幾らよい事業でも、活用しなければ意味がないというふうに思っておりますが、現在、会員も伸び悩んでいるんだろうかという、甲奴町中心であろうというふうに思っておりますが、もっともっと三次市民の皆さんが「ゆげんき」でお元気になるように、「ゆげんき」を活用していただくために、このような利用活動があるんですよと、よい考えがあれば御紹介いただければ。あるいは、福祉保健部としてこのように啓発していきたいんだという考えがあれば、お答えいただければと思います。

（福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 森本福祉保健部長。

〔福祉保健部長 森本 純君 登壇〕

○福祉保健部長（森本 純君） この「ゆげんき」における健康増進事業、それと、みよしウエルネスプログラム、これは一体のものとして普及を図り、その相乗効果を発揮していかなければならないというふうに私も捉えてございます。例えば、みよしウエルネスプログラムの会員の



皆様には、メールで配信することができるようになってございますけども、例えばそのメールで「ゆげんき」のイベントをお知らせするなど、現在行っているところがございますけども、さらには温泉水を利用した円形プールや専任運動インストラクターの配置などの「ゆげんき」の特性を生かした健康プログラムの提供や、みよしウエルネスプログラム会員のメリット感、これを向上させていくなど、両事業の魅力化を今後とも図ってまいりまして、会員数の増大につなげていきたいというふうに思っております。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) なかなか難しいんだなというふうな思いを持っておりますが、三和町の保健センター、あるいは三次市の福祉保健センターにも運動器具がありますし、甲奴町の「ゆげんき」にも運動器具があるわけでございまして、それぞれ利用者がいらっしゃるというふうに思っておりますが、その皆さん方が地域で運動しながら、月2回程度、「ゆげんき」へ行ってインストラクターの指導を受けると、また、地域で運動して指導を受けるということで効果が上がるのではないだろうか、そんな思いを持っております。ウエルネスプログラム講演会をその地域以外というか、三和町とか三次管内にいらっしゃる皆さん方へ連絡することによって、その講演やら行事、いろんなことへ参加するというのを考えてはどうだろうかということでありまして、三和町でしたら、その団体、指定管理をして受けている団体、あるいは三次市の団体ということと三次市が連携をして、それを広げていくということが、将来の会員も多くなるし、あるいは健康づくりにつながってくるのではないだろうかというふうな思いを持っておりますので、福祉保健部として、ぜひとも啓発をすると、甲奴のちょっと離れたところにあるので、自分たちの手の届かないところにあるというのでなくして、やはり三次市の重要な健康づくりの拠点であるという思いを持って啓発をしていただきたいというふうに思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。所見をお伺いしたいと思います。

(福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 森本福祉保健部長。

[福祉保健部長 森本 純君 登壇]

○福祉保健部長(森本 純君) みよしウエルネスプログラムに関しましては、測定拠点を現在、市役所、それから三次市福祉保健センター、CCプラザ、それからサングリーン、そして川西郷の駅のほうへ無料で測定できる設備を整備してございます。将来的には、今御紹介いただきました三和町のトレーニング施設とか市内の各地にありますトレーニング施設に読み取り装置等を設置しまして、気軽に測定いただだけ、データの送信がいただけるような環境も整備していきたいというふうに思います。

また、啓発でございますけども、この11月に行いました、みよしいきいきふれあいフェスタ、こちらのほうで実はタニタさんにおいでいただきまして、講演会も開催させていただきました、100人以上の方にお見えいただいたような状況でございます。そういった講演会、あるいはい

ろんな加入に関しての説明会等、もし地域のほうから御要望がございましたら、説明会等はこちらの職員のほうから行かせていただいて、みよしウエルネスプログラムの優位性等をしっかりと説明させていただきたいと思いますので、またどうぞよろしくお願いたします。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) 要望があったら行くというのでなしに、こちらから出向いて仕掛けていくということも必要なのではないだろうかというふうに思っておりますので、よろしくお願したいと思います。私は健康づくりや運動が、将来の福祉施策、医療費、介護の有無につながってくると考えておりますので、推進に力を入れていただきたいと、そのように思います。三次市の健康づくりの施策が、将来1人当たりの医療費にどのように影響していくのか、私としてもチェックをしていきたいというふうに考えております。

さて、国民健康保険特別会計で保険税の占める割合は、平成29年度決算の調定額で見ると、歳入の16.1%が保険税でありました。平成29年度決算で、医療費に係る療養諸費が39億4,383万円、高額療養費が4億5,784万円余りでありました。国保会計の歳出には、保険給付費以外にも人件費や特定健康診査等の歳出もあり、医療費の削減が即保険税に大きく影響するとは考えませんが、療養諸費と高額療養費が合わせて1,000万円下がると、市民の皆さんに納めていただいている保険税にどのくらい影響があるのかお伺いをいたします。

(市民部長 稲倉孝士君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 稲倉市民部長。

[市民部長 稲倉孝士君 登壇]

○市民部長(稲倉孝士君) では、まず、平成29年度の国民健康保険特別会計決算数値で見てみたいと思いますけども、医療給付費の約2割が国民健康保険税で賄われております。仮に1,000万円の医療給付費が削減された場合には、単純計算でございますけども、約200万円が国民健康保険税に影響するものと見込んでいるところでございます。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) ありがとうございます。かなり影響があるんだなというふうに思っております。保険給付費の支払いにおいては、医療機関から国保連合会を經由して、診療報酬明細書、レセプトでございますが、三次市に送られてきますが、三次市においてはレセプト点検というのはどのようにされているのかお伺いたします。

(市民部長 稲倉孝士君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 稲倉市民部長。

[市民部長 稲倉孝士君 登壇]

○市民部長(稲倉孝士君) レセプト点検につきましては、広島県国民健康保険団体連合会で1次

審査を行ったレセプトを、三次市が委託しております業者によりまして2次点検を行っております。その内容につきましては、被保険者等の資格の有無に係る資格点検等、診察、検査、投薬等の診療内容に係ります内容点検、それと医療給付の対象となった傷病が交通事故等の第三者の行為に起因していないかなどの給付発生原因に係ります点検がございます。レセプト点検によります効果指標といたしまして、過誤調整をいたしました額を年間の被保険者数で割って算定をいたします、1人当たりの財政効果額というものがございます。この指標で見ますと、平成28年度の被保険者1人当たりの財政効果額は2,534円となっております、平成28年度の年間の平均被保険者数は1万1,607人ですので、総額で約3,000万円の医療費の削減効果があったことになるというものでございます。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) 三次管内の交通事故件数を見てみると、平成29年、人身事故は117件、死亡された方が6人、負傷された方が150人おられます。三次市以外で三次市民の方が交通事故に遭われた方もおられると思います。国民健康保険では、交通事故に遭われた被保険者を救済するために、第三者行為があっても被保険者証を使って診療を受けることができますと思いますが、この第三者行為はレセプト点検で発見されると今お聞きをいたしました、それ以外に被保険者からの申し出もあるのかというふうに思っておりますが、どのようになっているのか、レセプト点検で発見だけなのか、被保険者からの申し出があるのか、どのようになっているのかお伺いをいたします。

(市民部長 稲倉孝士君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 稲倉市民部長。

[市民部長 稲倉孝士君 登壇]

○市民部長(稲倉孝士君) 第三者行為の確認につきましては、議員が見込んでおられるとおりでございます、まず、被保険者からの届け出があるものもございまして、レセプト点検によりまして疑義のあるレセプトについて、医療機関へ確認をして第三者行為であると判明するものもございまして。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) 平成29年度の決算を見てみると、雑入の一般被保険者第三者納付金は、調定額、収入済額、全額納付でございますが、301万9,759円、退職被保険者の第三者納付金はゼロ円でございます。300万円余りの被保険者第三者納付金は、何人の被保険者が納められたのかお伺いをいたします。

(市民部長 稲倉孝士君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 稲倉市民部長。

〔市民部長 稲倉孝士君 登壇〕

○市民部長（稲倉孝士君） 29年度の決算の数字でございます。301万9,759円、これは何人の被保険者が納められたのかという御質問でございますけども、数えさせていただきます。8名の被保険者の総計でございます。

（7番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 横光議員。

〔7番 横光春市君 登壇〕

○7番（横光春市君） 8名で300万余りというのは、あんまり大きな事故ではなかったのかなというふうな思いをいたしますが、交通事故が原因により医療機関へ受診すれば、診療報酬において1点30円、国民健康保険被保険者証で受診すれば1点が10円と記憶しておりますが、もし間違っていれば訂正いただきたいというふうに思いますが、先ほど申し上げた交通事故の人身事故で負傷された人が150人、全てが国民健康保険の被保険者というわけではございませんけども、医療費の部分が7割部分で300万円余りというのは少し少ないように思いますが、レセプト点検において先ほど医療機関へお尋ねするというふうにあったわけですが、本人のほうへはお尋ねということはないのか、どうでしょうか。

（市民部長 稲倉孝士君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 稲倉市民部長。

〔市民部長 稲倉孝士君 登壇〕

○市民部長（稲倉孝士君） 医療機関へ聞き取って判明しない場合には、被保険者へ直接に負傷の原因の問い合わせを行っているところでございます。

（7番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 横光議員。

〔7番 横光春市君 登壇〕

○7番（横光春市君） 第三者行為による被保険者の保険診療が、27年度が274万6,000円、28年度が72万6,000円、29年度が301万9,000円ですが、交通事故件数、人身事故で負傷された人数からして少し少ないような気がいたします。第三者行為に見落としがあれば、療養給付費に影響があつて、皆さんに納めていただく被保険者の保険税にも影響があるのではないだろうかというふうに思っておりますので、これからも十二分にレセプト点検については細心の注意を払っていただきたい、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

第三者行為といえ、介護保険でも第三者納付金が328万3,000円ありますが、介護保険適用年齢に達して、交通事故等に遭われ、医療機関へ入院後、介護が必要になった場合、介護保険被保険者が亡くなるまで第三者行為が必要になるのかどうか、ちょっとよくわからないのでございますが、実際、現場ではどのような状況で運営されているのか教えていただきたいというふうに思っておりますが、よろしくお願ひいたします。

（福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 森本福祉保健部長。

[福祉保健部長 森本 純君 登壇]

○福祉保健部長（森本 純君） 介護保険における第三者行為による損害倍書、この範囲でございますけども、第三者行為に起因する症状、これが改善し、介護の必要がなくなり、第三者行為が原因で生じる介護給付の必要がないと判断されるまでが対象となります。

（7番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番（横光春市君） 75歳までが国民健康保険であって、どうなるのかちょっとよくわかりませんが、第三者行為があって、高齢の方だったらそのまま介護が必要になってくるという場合があるというふうに思うんですが、その場合、どのようになるか教えていただければというふうに思います。

（福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 森本福祉保健部長。

[福祉保健部長 森本 純君 登壇]

○福祉保健部長（森本 純君） 今おっしゃったように、医療での措置が完了した後に、やはり何らかの介護が必要になった者ということに関して、介護保険のほうで対応という状況でございます。実績といたしましては、平成29年度に1件、これは26年から27年までの介護利用の対象でございましたけども、先ほど御紹介いただいたように、328万円の金額を第三者行為の求償としてさせていただいているところでございます。

（7番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番（横光春市君） 十二分にわからなかったのをごさいますけども、詳しくは後でゆっくり聞かせていただきたいというふうに思っています。今回は運動、健康については、市民の皆さんが、自分の健康づくりが現在の、あるいは将来の福祉の施策に影響を与え、健康であることは自分だけでなく市の行政にも貢献できているという思いを持って、「ゆげんき」を活用され、「ゆげんき」でお元気の気持ちを持って質問させていただきました。また、1人当たりの医療費を下げるために、第三者行為に焦点を当てて質問をいたしました。今後とも、健康づくりが1人当たりの医療費を下げ、保険税に影響する、そのような思いを持って、いろいろな方面でチェックをしてまいりたいというふうに思っております。

次の質問に入ります。行政を司る上で、三次市には条例が定められております。この条例は、市民の皆さんに協力していただくことや各種事業を進める上で必要な軸を定めたことが掲載されております。職員は人事異動によりいろいろな職場に配置がえとなり、配置がえを受けた職員は、その都度、担当部署の条例を読み、法令や条例の定めるところにより業務を執行されていると思います。条例の中には、行政職員としてやらなければならないことについても記載されているというふうに思っております。今、三次市において、職員は条例に沿って業務が執行

されているのか、あるいは見落としはないのか、お伺いをいたします。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 職員は条例に沿って業務を執行しているのかという御質問でございます。職員には毎年度、コンプライアンス研修、例えば法令遵守でありますとか個人情報保護、そして適正な出納事務等の実施などの研修を実施するとともに、各業務の専門研修を受講させるなど、条例を含め法令遵守の意識の向上でありますとか、各業務における専門知識の習得を図っているところでございます。

さらに、日々の業務遂行の中において、職員一人一人が研さんに取り組み、適切な業務の執行に努めているところでございます。もし職員がその条例に従って業務を執行していないということがあれば、それは当然、上司等、また同僚等、そういう職員のかかわりの中できちっと精査をしながら、条例に沿って仕事をするように指導しているところでございます。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) ありがとうございます。それぞれ条例に沿って、条例を使って仕事をしながら、また条例に縛られるというのが公務員でございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思いますが、三次市の財政状況はどのように運営されているのか、三次市民にとっては非常に関心の深いところであります。地方自治体第219条では予算の公表、第233条では決算の公表について定めてありまして、三次市は広報みよし4月号で予算、広報11月号で決算を公表されているところであります。三次市の歳入歳出の予算の執行状況については、どのような手法によって公表されているのかお伺いをいたします。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) 三次市の財政状況でございますけれども、三次市財政状況の公表に関する条例がございまして、それに基づいて歳入歳出予算の執行状況、財産、地方債及び一時借入金の現在高などを、また、水道・病院事業につきましても、それぞれの設置等に関する条例に基づきまして、年2回、毎年5月と11月に公表をしております。その方法でございますけれども、これも三次市公告式条例に基づきまして、本庁及び各支所での公告、そして財政課での閲覧を行っているところでございます。そして、これは条例にはないんですけれども、合併以降につきましても、市のホームページへの掲載によっても行っているところでございます。ちなみに最新では、平成30年4月から9月までの財政状況を11月に公表しているところでございます。また、先ほど議員からも紹介がありましたように、毎年開催される地域づくり懇談会の資料でありますとか、広報みよし11月号では、前年度の決算の状況を説明する中で財政状況に

ついても説明をさせていただいているところでございます。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) そのように条例に書いてございまして、5月には10月1日から3月31日までの財政の執行状況、そして11月には4月から9月末までの執行状況をそれぞれ公表すると。あるいは、住民の負担の概要とか、公営事業の経営の状況、そういうようなものを、先ほど言われましたけども、そういうことを公表しなければならないというふうになっておりますが、これはなぜみよし広報において公表されないのか。インターネットでは、ホームページというのは限られた人しか見られないわけでございますが、全ての皆さん方に全世帯へ配布される広報みよしというものがございまして、それにおいて公表されるべきであろうというふうに私は考えているわけでございますが、合併以降、ずっと調べてみましたが、1回も公表されておられません。公告というのがございましたので、そうだというふうに思いますけども、それではやはり全ての皆さん方に伝わらないのではないだろうかというふうに思うわけでありまして。広報に掲載されないのはなぜなのか、お伺いをいたします。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) この条例に基づく公表でありますけれども、条例の中に公表しなければならない項目が、これがうたってございます。ホームページもごらんをいただいたと思うんですけども、科目ごとに相当なページ数を割いた資料となっております。基金の現在高につきましても、全ての基金ごとに掲載をしていると。非常に項目も多くて、こちらについて広報は限られた紙面でありますので、これを全部載せることができませんので、特徴的な起債の詳細の残高でありますとか、これも公表を義務づけられているんですけども、財政の健全化に関する指標、そういったものを中心に広報のほうでは紹介をさせてもらっているということでございます。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) この手段で公表しているんだということだというふうに思いますけども、私としては広報で公表していただきたいというふうに思っております。情報というものは、知っているだけでは情報にならない。市民に伝わって初めて情報となると、これは気象予報士の神と言われる島川甲子三氏が言った言葉でございまして、私はどのようになるのか、高齢者の方でもインターネットを見られない方、そういう方がいらっしゃると思いますから、そういう面ではやはり概略でもいいですから公表すべきではないだろうかというふうな思いを持っております。私はそのようなことを考えておりますので、どうか本当に三次の財政の状況がど

うなっているのか、広報なら皆さんが見られるのではないかなという思いを持っておりますので、どうかそういうことも強く要望いたしまして、皆さんがお疲れでございますので、この程度で終わりたいというふうに思っております。丁寧なる御答弁、ありがとうございました。

○議長（小田伸次君） 本日の一般質問はこれまでとし、残りの質問は明日行いたいと思います。お諮りいたします。

本日の会議はこれまでとし、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日は大変御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——延会 午後 4時17分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年12月11日

三次市議会議長 小 田 伸 次

会議録署名議員 保 実 治

会議録署名議員 宍 戸 稔